

03 支援策に係る申請書等一覧

年度	支援策	ページ	備考
令和元年度・令和2年度	R1・2コロナー1 経営安定資金（環境適応資金（経済対策特別資金））の拡充	16	
	R1・2コロナー2 経営相談の実施	16	
	R1・2コロナー3 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への融資に係る名古屋市信用保証協会に対する信用保証料補助	17	
	R1・2コロナー4 地域経済活性化促進事業	17	名古屋商工会議所、守山・鳴海・有松商工会分は、おおむね同内容となりますので、掲載しておりません。
	R1・2コロナー5 中小企業金融ワストップ連携機関の認定	20	
	R1・2コロナー6 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金	20	
	R1・2コロナー7 新型コロナウイルス感染症対策協力金	21	
	R1・2コロナー8 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金		
	R1・2コロナー9 新型コロナウイルス感染防止対策協力金	22	
	R1・2コロナー10 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続助成金	24	
	R1・2コロナー11 飲食宅配サービス利用促進事業	26	
	R1・2コロナー12 中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金	27	
	R1・2コロナー13 中小企業振興会館における興行等開催の支援	32	
令和3年度	R3コロナー1 地域経済活性化促進事業	33	
	R3コロナー2 商店街での新たな生活様式に対応した設備等購入費補助	34	
	R3コロナー3 コロナ禍における航空宇宙産業認証維持継続助成	36	
	R3コロナー4 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金・経営改善サポート資金	37	
	R3コロナー5 成長応援資金	38	
	R3コロナー6 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利子補給	38	
	R3コロナー7 中小企業新型コロナウイルスワクチン接種促進事業	39	
令和4年度	R3関連ー1 経済対策特別資金（原油・原材料高関連枠）融資に係る名古屋市信用保証協会に対する信用保証料補助	43	
	R4コロナー1 地域経済活性化促進事業	44	
	R4コロナー2 コロナ禍における航空宇宙産業認証維持継続助成	—	令和3年度とおおむね同内容となりますので、掲載しておりません。
	R4コロナー3 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利子補給	—	令和3年度とおおむね同内容となりますので、掲載しておりません。
	R4コロナー4 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利用者への経営支援事業助成	46	
	R4コロナー5 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金の貸付利率の引き下げ	47	
	R4コロナー6 成長応援資金	—	令和3年度とおおむね同内容となりますので、掲載しておりません。
	R4関連ー1 中小企業事業展開支援	47	
令和5年度	R4関連ー2 経済対策特別資金（原油・原材料高関連枠）融資に係る名古屋市信用保証協会に対する信用保証料補助	—	令和3年度とおおむね同内容となりますので、掲載しておりません。
	R5コロナー1 地域経済活性化促進事業	56	
	R5コロナー2 コロナ禍における航空宇宙産業認証維持継続助成	—	令和3年度とおおむね同内容となりますので、掲載しておりません。
	R5コロナー3 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利子補給及び貸付利率の引き下げ	57	
	R5コロナー4 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利用者への経営支援事業助成	—	令和4年度とおおむね同内容となりますので、掲載しておりません。
	R5コロナー5 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金の貸付利率の引き下げ	58	
	R5コロナー6 成長応援資金	—	令和3年度とおおむね同内容となりますので、掲載しておりません。

03 支援策に係る申請書等一覧

R1・2コロナー1 経営安定資金(環境適応資金(経済対策特別資金))の拡充

令和2年度 環境適応資金(経済対策特別資金)のご案内 (令和2年4月1日現在)

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

この資金は、経営環境の急激な変化の影響を受けている市内中小企業者の方の経営を支援するための融資制度です。

1 ご利用いただける方

- (1) 名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等(名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。)*で、最近3か月間の月平均売上高または月平均売上総利益率もしくは月平均営業利益率が、前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少している方。
- (2) 名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等(名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。)*で、COVID-19(新型コロナウイルス)の影響により、1か月間(令和2年1月以降に限ります。)*の売上高または売上総利益率もしくは営業利益率が、前年同月または2年前同月に比べて3%以上減少している方。

2 融資条件

融資限度額	1億円（既存の環境適応資金の残高を含みます）								
資金使途	設備資金・運転資金								
融資期間 （据置期間）	3年以内（原則12か月以内）	年1.2%							
	5年以内（原則12か月以内）	年1.3%							
	7年以内（原則12か月以内）	年1.4%							
	10年以内（原則12か月以内）	年1.5%（令和2年4月1日現在）							
返済方法	分割返済								
保証料率	原則として、中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっております。 (単位：年率%)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
担保及び 連帯保証人	名古屋市中信用保証協会所定								

3 融資の取扱期間

令和2年4月1日(水)から翌年3月31日(水)まで

4 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関(市内店舗)にお申込みください。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三重・関西みらい・第三・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多
その他	商工組合中央金庫

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
- 信用保証委託契約書
- 個人情報の取扱に関する同意書
- 印鑑証明書
- 確定申告書(写し)2期分・決算書(写し)2期分
- 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
- 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
- (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
- 売上高の減少または利益率の減少に関する証明書
(取扱金融機関の支店長等が発行したもの)

※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

6 その他

- この融資制度は、原則として責任共有制度※の対象です。
- ※責任共有制度とは、平成19年10月1日から全国の保証協会に導入された制度です。
- 保証付融資は一部を除いて、従前の原則100%保証から80%保証となりました。
- 保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- 融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

- (1) 融資制度全般に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市中区栄二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
電話 052(735)2100
- (2) 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052(212)3011

このチラシは、古紙・パルプを含む再生紙を使用しています。

R1・2コロナー2 経営相談の実施

令和2年3月31日

市政記者クラブ様

市民経済局中小企業振興センター

電話: 735-2100

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業向け相談窓口の拡充について

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、経営環境が急激に悪化している市内中小企業の資金繰り等を支援するため、相談窓口を下記の通り拡充しますのでお知らせします。

記

1 趣旨

セーフティネット認定申請等にかかる相談など多数のお問い合わせに対応するため、平日の相談窓口に加え、土日・祝日の電話相談窓口を開設するもの

2 設置場所

名古屋市新事業支援センター(千種区吹上二丁目6番3号 中小企業振興会館6階)

3 相談窓口

	平日	土日・祝日【拡充】
受付時間	9時00分～17時00分	9時00分～17時00分 ※電話相談のみ
電話番号	052-735-0808	052-735-0808(平日と同じ)
相談内容	経営相談	経営相談 セーフティネット認定申請のご案内
期 間	常設	令和2年4月4日(土)～5月31日(日) (状況に応じて延長も検討)

注: 土日・祝日の電話相談窓口は、令和2年7月30日(日)まで延長。

03 支援策に係る申請書等一覧

R1・2コロナー3 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への融資に係る名古屋市信用保証協会に対する信用保証料補助

※令和2年12月28日現在（対象期間を延長しました）

名古屋市の中小企業緊急金融支援！！
～新型コロナウイルス感染症対策の4メニューについて、概ね3年間分の保証料を免除します！！～

Qポイント1:保証料免除！

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、以下の4メニューをご利用いただく方に対し、概ね3年間分の信用保証料を免除します。（※）

Qポイント2:多様なニーズに対応！

長期資金や設備資金、さらには別枠保証も対象としておりますので、さまざまな資金ニーズに対応できます。

対象メニューとイメージ

大規模危機対策資金 (危機関連保証/別枠2) (限度額 8,000 万円)
経済変動対策資金 (セーフティネット保証 4号・5号/別枠1) (限度額 1 億円)
環境適応資金 (経済対策特別資金) (一般枠) (限度額 1 億円)

各資金の併用や借換も可能！
(最大 2.8 億円借入可)

免除に関する
手続き不要！！
(※)

例えば、経済変動対策資金（セーフティネット保証 4号）で 5,000 万円を 10 年で借りた場合、総額約 130 万円の負担軽減になります！

※融資期間のうち、概ね当初 3 年間分の信用保証料をあらかじめ免除させていただきます（条件変更時の変更保証料は対象になりません）。
なお、すでに保証料をお支払いいただいた方につきましては、後日概ね当初 3 年間分の信用保証料を還付させていただきます。

※令和2年12月28日現在（対象期間を延長しました）

【各制度の概要】

区 分	環境適応資金 (経済対策特別資金)	経済変動対策資金		大規模危機 対策資金
		セーフティネット 4号	セーフティネット 5号	
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が前年同月比▲20%以上減少等の方 (市区町村長の認定が必要)	売上高が前年同月比▲20%以上減少等の方 (市区町村長の認定が必要)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が前年同月比▲5%以上減少等の方 (市区町村長の認定が必要)	売上高が前年同月比▲15%以上減少等の方 (市区町村長の認定が必要)
限度額	1 億円 (一般枠)	1 億円 (5号と併用の場合は合算) (別枠 1)	1 億円 (4号と併用の場合は合算) (別枠 1)	8,000 万円 (別枠 2)
資金使途	設備・運転	設備・運転	設備・運転	設備・運転
融資期間・利率	3 年以内・1.2%～ 10 年以内・1.5%	3 年以内・1.1%～ 10 年以内・1.4%	3 年以内・1.2%～ 10 年以内・1.5%	3 年以内・1.1%～ 10 年以内・1.4%
保証料率 (※ 1)	0.38%～1.74%	0.70%	0.67%	0.79%
対象期間 (保証承諾分) (※ 2)	令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 3 年 3 月 31 日まで

※ 1 概ね当初 3 年間分を免除します（条件変更時の変更保証料は対象になりません）。

※ 2 対象期間中に、原則として、名古屋信用保証協会の保証承諾が行われたものが免除の対象になります（経済変動対策資金（セーフティネット 5号）及び大規模危機対策資金については、現在令和 3 年 1 月 31 日までとなっている指定期間の延長が前提となります）。
なお、すでに保証料をお支払いいただいた方につきましては、後日概ね当初 3 年間分の信用保証料を還付させていただきます。

【問い合わせ先】

制度全般について：名古屋経済局産業労働部中小企業振興課（電話 052-735-2100）
保証制度等について：名古屋信用保証協会（電話 052-212-3011）

R1・2コロナー4 地域経済活性化促進事業

令和2年度名古屋で買おまい★プレミアム商品券

参加店舗 募集要項

<名古屋市商店街振興組合連合会正会員店舗向け>

○事業趣旨

消費喚起方策として、参加店が独自にプレミアム分を拠出して商品券を発行し、名古屋の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的として、市内の商業団体等が実行委員会を組織しプレミアム商品券発行事業を実施します。

○商品券の事業概要

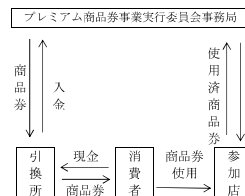
- <発行者> プレミアム商品券事業実行委員会
- <発行予定額> 10億8,000万円以上（プレミアム分20%）
- <発行内容> 90,000冊以上
- <販売価格> 1冊12,000円、額面1,000円（全参加店舗使用可）12枚綴り
- <販売価格> 10,000円/冊
- <利用期間> 令和2年11月19日（木）～令和3年1月31日（日）
- <販売方法> 抽選販売
- <商品券引換所> 名古屋市内30店舗程度
- <引換期間> 令和2年11月19日（木）～令和2年11月23日（月）
- <参加店舗> 名古屋市商店街振興組合連合会の正会員店舗、守山・鳴海・有松商工会の会員店舗、名古屋商工会議所に所属する名古屋市内百貨店、チェーンストア、専門店などの小売業及びサービス業
- <購入者> 名古屋市内在住者
- <購入制限> 1購入につき1人3冊まで
- <利用限度> 1精算につき12万円（10冊）まで

○名古屋市商店街振興組合連合会正会員店舗向け募集概要

- <参加費> (1)平成28年度～平成30年度に実施した「名古屋で買おまい★プレミアム商品券」事業のいづれかに参加された店舗
→ 無料
- (2) (1)に該当しない店舗で令和元年度に「名古屋で買おまい★プレミアム商品券」事業に参加された店舗
→ 「令和元年度の名古屋市プレミアム付商品券」及び「令和元年度の名古屋で買おまい★プレミアム商品券」の合算回収枚数に応じて、下記に定める金額
- ①商品券換金枚数※500枚以上の店舗 10,000円
- ②商品券換金枚数※500枚以上※500枚未満の店舗 5,000円
- ③①及び②以外の店舗 3,000円
- (3)「名古屋で買おまい★プレミアム商品券」事業に初めて参加される店舗
→ 3,000円

- <申込締切り> 令和2年8月7日（金）まで
- <申込み方法> 名商店事務局で取りまとめ、一括して実行委員会へ申込みします。
募集要項の内容をご確認いただき、「参加店舗登録申込書」に必要事項をご記入の上、下記のあて先へFAXにてお送りください。
【FAX送付先】 名古屋市商店街振興組合連合会
FAX番号 052-953-6134

○商品券の流れ



○換金の方法

- ①専用の換金ツールに使用済み商品券を同封し、プレミアム商品券事業実行委員会【以下「実行委員会」】が指定する方法により送付してください。
 - ②実行委員会が振込み金額と使用済み商品券の確認を行います。
 - ③4回の換金を行います。（振込手数料は実行委員会が負担いたします。）
- ※商品券の取り扱いや換金方法など、詳細につきましては、9月上旬に参加店舗向けの説明会を開催するとともに、「参加店舗用運営マニュアル」を配布いたします。

○商品券の利用対象にならないもの

- ・出賃や債務の支払い（税金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道料金、電話料金等）
- ・金、プラチナ、銀（宝飾品は除く）、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、売買、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買
- ・その他、実行委員会が指定するもの

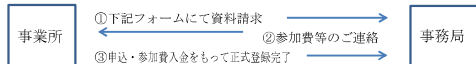
○商品券取り扱い厳守事項

- ・参加店舗において利用期間内に限り利用可能
- ・購入後の返品はできない
- ・現金との引き換えはしない
- ・釣り銭は支払わない
- ・盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない
- ・参加店舗において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識するよう明示する義務を負う

上記を踏まえ、参加店舗への登録をご検討ください。

03 支援策に係る申請書等一覧

6. 申込みまでの流れ



プレミアム商品券事業実行委員会（事務局：名古屋商工会議所 内）浅井
TEL 052-223-5734 FAX 052-231-5703 Mail asai@nagoya-cci.or.jp

FAX 052-231-5703

令和2年 月 日

「令和 2 年度プレミアム商品券事業 参加店舗募集」資料請求

参加店募集締切:令和2年8月7日(金)17時 事務局必着
(締切間際は混雑が予想されますので、余裕を持ってお申込みください。)

事業所名	会員番号		
過去の参加有無及び、当時の登録店舗名	①参加した（ H28 ・ H29 ・ H30 ・ R1 ） ※参加年度に○をつけてください。 （<u>当時の登録店舗</u>（複数ある場合は全店舗）をご記載下さい。） { } ②不明 ③参加していない		
本社所在地（町名まで）	区	町	資本金 万円
所属団体	名古屋商工会議所 ・ 商店街 ・ 守山・鳴海・有松 商工会 ・ 非会員 ※所属団体にしより優遇が受けられる場合があります。		
ご担当者名	Mail		
TEL 平日・日中繋がる番号	FAX		
備考			

※ご記入いただいた情報は、本所からの各種連絡・情報提供のために利用させていただきます。

名古屋で買まい★プレミアム商品券

専用ハガキ付チラシ



**名古屋で
買まい**

**プレミアム
商品券
2020**

**1冊
2,000円分
お買い得!!**



**1万円
12,000円分
のお買い物!**

はち丸



名古屋では
「ハチマル」がブーム

**申込
受付期間:**

9/12 (土) ▶ 9/15 (木)

今年2年

10月15日必着

利用期間:

11/19 (木) ▶ 1/31 (日)

今年3年

**賞品店
で使えるお店は
この冊子で
見れます**

**抽選販売
購入申込は
こちらです**

（専用Web）

参加店



※この冊子に記されている店舗は、必ずしも営業しているとは限りません。

詳しい申込方法や商品券が利用できる参加店舗・引換所などの情報は

郵便 ハガキ

名古屋で買まい 検索

<https://www.kaoma.jp/shohinken.com/>

右側のバーコードから検索できます。

市内各店舗・支所に設置のチラシでも検索できます。

問い合わせ先

名古屋で買まい★プレミアム商品券コールセンター

ナビダイヤル

0570-011758

受付時間：平日9:00～17:00（土・日、年末年始12/30～1/3は休み）
※11月21日～22日は短縮いたします。

主催：プレミアム商品券事業実行委員会

名古屋郵便局留

名古屋郵便局留

4 5 0 8 7 9 9

必ずこの5桁の番号を
記入してください。

**プレミアム商品券事業
実行委員会事務局
行**

**びよか・
プレミアム商品券
タイアップキャンペーン!**

プレミアム商品券利用期間中に、一部のびよか加盟店で通常料よりもさらにお得な特典が受けられるキャンペーンを開催します!
商品券がつかって、この機会にびよか加盟店でお買い物をしましょう!
※お申し込みは、抽選販売の申込チラシにてご応募ください。
抽選の抽選日は毎月、必ずご確認ください。

詳しくは<http://www.mcdj.jp/agency/sjby/kodomo/seisohen/syoin/000000873670.html>

びよかをとお持ちの方は
こちらにうけい、参加します



（びよか・プレミアム商品券タイアップキャンペーンに関するお問い合わせ先）

名古屋市子ども青少年子育て支援課 TEL.052-972-3083

※プレミアム商品券については、コールセンター（052-972-1758）へお問い合わせいただけます。

注意事項

- ・必要項目の記入漏れ
- ・名古屋市外及び郵便の届かない住所からのお申込
- ・同じ名義での重複してのお申込

※上記に該当するものは無条件で差戻しさせていただきますので、予めご了承ください。

令和2年10月15日（木） 必着

名古屋で買まい★プレミアム商品券

[illegible]

03 支援策に係る申請書等一覧

R1・2コロナー5 中小企業金融ワストップ連携機関の認定

令和2年5月8日

経済局産業企画課 電話：972-2411
経済局中小企業振興課 電話：735-2100

「ナゴヤ信長徳政プロジェクト」
『中小企業金融ワストップ連携機関』を認定します

名古屋市では、金融機関からのご提案を踏まえ、中小企業への資金供給の円滑化と利便性の向上のため、本市の新型コロナウイルス感染症対策にかかる金融相談やセーフティネット保証等認定の一括代理申請等を一元的に実施する金融機関を『中小企業金融ワストップ連携機関』として認定する制度を創設することにいたしました。

この度、下記の4金融機関から連携・協力のお申し出があり、下記のとおり、認定式を開催します。お知らせいたします。

記

1 『中小企業金融ワストップ連携機関』の概要

- 対 象
名古屋市制度融資取扱金融機関のうち、以下の連携内容に同意いただける金融機関
- 連携内容

①本市制度融資に関する相談

②売上減少に係る本市証明書(セーフティネット保証等)の交付に関する一括代理申請※

③名古屋市信用保証協会への保証申込

④ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金に係る利子補給

※一括代理申請とは、セーフティネット保証等を活用した本市融資制度を利用する場合、現状は、金融機関への融資申し込みとは別に、申し込みの前提となる名古屋市のセーフティネット保証等の認定を受けるため、中小企業者は、認定申請及び認定書受領のために本市窓口へ2回来訪する必要があるが、金融機関が中小企業者に代わり一括で認定申請することで、中小企業者にとって利便性の向上等が図れるもの(次頁参照)。

2 今回の認定金融機関

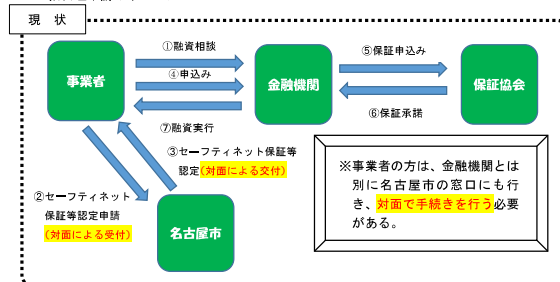
銀行 4行 及び 信用金庫 1金庫

※以降、追加認定を実施

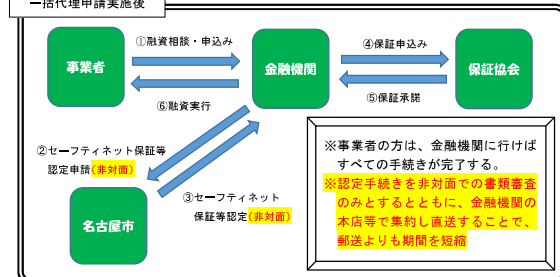
3 第1回認定式

日 時：令和2年5月8日(金) 15時30分から16時
場 所：正庁(名古屋市役所本庁舎5階)

4 一括代理申請のイメージ



一括代理申請実施後



5 セーフティネット保証等の有効期間延長について

- セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の認定について、令和2年1月29日から7月31日までの間に取得した認定書は、有効期間を同年8月31日までとします。
- ただし、過去の認定時よりも売上高等が減少しており、セーフティネット保証(4号)又は危機関連保証を利用する場合には、改めて認定書を取得する必要があります。
- 名古屋市が発行した認定書の写しがお手元に無い場合は、認定書の写しを再発行します。

R1・2コロナー6 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金のご案内 (令和3年1月27日現在)

この資金は、新型コロナウイルス感染症により、売上減少の影響を受けている市内中小企業者の方の経営を支援するため、国の緊急経済対策を活用した融資制度です。

1. 制度の概要

対 象 者	名古屋市内に事業所があり、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の認定を受けた以下の事業者 ①売上高が5%以上減少した個人事業主(小規模企業者※に限る) ②売上高が5%以上(15%未満)減少した小規模企業者・その他中小企業者(①を除く) ③売上高が15%以上減少した小規模企業者・その他中小企業者(①を除く) ※小規模企業者：商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする場合は常時使用する従業員が5人以下の方、それ以外の業種の場合は20人以下の方
融資限度額	6,000万円(4,000万円から限度額を引き上げました) ※ただし、他自治体の同種制度との合計金額が6,000万円を超えることはできません。
資金使途	設備資金・運転資金
融資期間	10年以内
利 率	3年以内：1.1% 3年超～10年以内：1.2% ※対象者①及び③の事業者に対して、当初3年間分の利子を、後日全額キャッシュバックします。 ※取扱金融機関と本市が連携し、長期借入時の利率の引き下げを実施しています。
据置期間	5年以内
返済方法	原則として、均等分割返済
担 保	無担保
連帯保証人	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。法人代表者も一定要件(法人・個人分離、資産超過)を満たし、経営者保証免除を希望し、適用される場合は不要
保証料率	0.85%(経営者保証の免除を希望し、適用される場合は、1.05%) ※対象者①及び③の事業者は、全額免除 ※対象者②の事業者は、1/2を免除

2. 融資の取扱期間及び申込先

令和3年3月末までに、以下の取扱金融機関の市内各店舗を通じて、名古屋市信用保証協会へお申込下さい。

銀 行	三菱UFJ、りそな、三井住友、みずほ、北陸、大垣共立、十六、静岡、百五、三重、関西みらい、第三、名古屋、愛知、東京
信用金庫	愛知、中日、岡崎、瀬戸、碧海、岐阜、西尾、豊田、東春、いちい、蒲田、知多
そ の 他	商工組合中央金庫

※下線の引かれている金融機関は、名古屋市が認定した『中小企業金融ワストップ連携機関』です。中小企業金融ワストップ連携機関では、申込者に代わり、本制度を申し込み場合に必要となるセーフティネット保証等認定の申請を行っています。

3. 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 信用保証委託契約書
 - 個人情報取扱いに関する同意書
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書(写し)2期分・決算書(写し)2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
 - セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の認定書(またはその写し)
 - (経営者保証の免除を希望する場合)経営者保証免除対応確認書
- ※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

4. 認定書の有効期間について

- ・本融資制度を利用する場合に必要な、セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の認定にかかる認定書の有効期間は、認定書の発行の日から30日間です。
- ・認定書の有効期間内に、融資に関する手続きを円滑に進めるため、認定申請の前に、上記2の取扱金融機関とご相談いただくようお願いいたします。

5. その他

融資の際には、名古屋市信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

お問い合わせ

- (1) 融資制度全般及びセーフティネット保証・危機関連保証の認定に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課 052-735-2100
- (2) 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会 052-212-3011

03 支援策に係る申請書等一覧

R1・2コロナー7 新型コロナウイルス感染症対策協助力金／R1・2コロナー8 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協助力金

休業協力要請にご協力いただいた中小企業者等の皆さまへ

「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協助力金」
「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協助力金」のお知らせ

“愛知県の休業協力要請にご協力いただいた皆さま”と
“複合商業施設等の休業方針により休業を余儀なくされたテナント施設を営む皆さま”へ
協助力金を交付します。

申請期間 令和2年5月15日(金)から令和2年6月30日(火)まで

※当日消印有効

交付額 50万円(1事業者あたり)

※対象事業所・店舗が複数あっても同額です。

主な交付要件

	県内市町村共通制度	名古屋市独自制度
制度	愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協助力金	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協助力金
概要	愛知県の休業協力要請に応じ、緊急事態措置期間中、施設の休業や営業時間短縮に全面的にご協力いただいた施設を運営する中小企業者等の皆さまに協助力金を交付します。 〔休業協力要請の対象施設〕 対象施設は本紙P6(対象施設コード一覧の①②)をご覧ください。	左記の対象とならない場合で、名古屋市内に所在する複合商業施設等の休業方針により、休業を余儀なくされた一定の要件を満たすテナント施設を運営する中小企業者等の皆さまに協助力金を交付します。 〔複合商業施設等〕 遊興施設等、運動施設、遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、大学・学習塾等、ホテル又は旅館、複合商業施設(建築物における店舗の床面積の合計が1000㎡を超える商業施設)又は(日本標準産業分類上「百貨店、総合スーパー」に属する商業施設) 〔一定の要件を満たすテナント施設〕 愛知県が示す(基本的に休上を要しない施設)のうち、不特定多数の市民と日常的に接する施設(対象施設コード一覧の③)
対象事業者	愛知県内に事業所が所在し、名古屋市内に本店がある中小企業者等(本店が名古屋市内にある場合は申請窓口が異なります) ※(中小企業者等)・中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人、その他法人	名古屋市内の複合商業施設等に入居するテナント施設を運営する中小企業者等(本店が名古屋市内でも対象です。詳細はお問い合わせください。)
共通の条件	○令和2年4月10日(金)以前に開業しており、営業実績が確認できること ○愛知県緊急事態措置に基づく休業協力要請の対象施設の全てにおいて、4月17日(金)～5月6日(水)の全日において、休業又は営業時間を短縮したこと ※4月17日(金)は準備・調整等の必要性をふまえ、営業実績があっても構いません。 ※施設により期間等の条件が異なる場合があります。詳細はウェブサイトに掲載しています。	

※このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。



コールセンター 052-228-7007 午前9時00分～午後5時00分(土日祝日を含む毎日)

休業協力要請の対象施設については「愛知県コールセンター」052-954-7453

申請方法

①申請書、誓約書に必要事項をご記入ください

※申請書、誓約書の様式は、本紙P3、4を切り取ってご使用いただけます。

5月20日(水)に「申請書作成支援サイト」を開設します。

郵送後の「受付」や「手続」の状況がオンラインで随時確認できるため、ぜひご活用ください。

http://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000128686.html

ウェブサイトはこちら



②申請に必要な各種書類と一緒に、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、送付して下さい。※提出時には必ず控えをとり各自保管してください。

必要書類

申請書[様式第1号]本紙P3 ※様式はウェブサイトからもダウンロードできます

誓約書[様式第2号]本紙P4 ※様式はウェブサイトからもダウンロードできます

営業活動を行っていることが分かる書類(写し)

- ①直近の確定申告書(個人:所得税、法人:法人税)
※原則、税務署の受付印または電子申告の受信通知があるもの
※申告書に「業種」や「業本金の額」の記載がない場合は、それが分かる書類を追加で添付
(例)個人:開業届、法人:定款又は登記簿謄本(履歴事項証明書)
○設立後、申告時期を遅延していない等の事由により確定申告書が提出できない場合はお問い合わせください。
- ②申請する主な事業所の外景(社名や店舗名入り)及び内景の写真(原則4月10日以降記録したもの)
※申請書に記載している「主な施設・店舗」の写真を添付してください。
- ③本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証 等)(個人事業主の場合のみ)
- ④営業に必要な許可等取得していることがわかる書類(営業に許可が必要な業種の場合)
(例)食品営業許可、旅館業許可、古物営業許可、風俗営業許可・届出 等

休業又は営業時間短縮の状況が分かる書類(告知や通知)(写し)

- (例)ホームページの画面、ポスターやチラシ、本社等から事業所に対する通知 等
※事業所等の名称や状況(休業の期間、営業時間の変更)が分かるよう工夫をお願いします。
○上記書類がない場合→休業期間中の事業収入額を示した帳簿

振込先口座が分かる書類(通帳又はキャッシュカード)(写し)

※通帳の場合、「銀行名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座番号」が確認できる、開いて1ページ目の部分

中小企業者であることが分かる書類(資本金の額等が中小企業基本法に規定する額を超える中小企業者のみ)

従業員数等が分かる書類の写し (例)法人事業概況説明書(法人税申告添付書類)、ホームページ、従業員名簿 等

対象事業所一覧(複数の対象施設を営んでいる場合のみ)

※参考様式をウェブサイトからダウンロードできます

申請書類送付先

〒456-8691 (住所不要) 熱田郵便局私書箱 24号 名古屋市協助力金事務局 宛て

※切手を貼付の上、申請者の住所及び氏名を必ずご記載ください。

県内市町村共通制度:本店が名古屋市内の場合は、当該市町村(県外の場合は愛知県)が送付先です。
名古屋市独自制度:本店が名古屋市内の場合は詳細はお問い合わせください。

様式第1号

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

新型コロナウイルス感染症対策協助力金交付申請書(請求書)

新型コロナウイルス感染症対策協助力金の交付を受けるため、愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協助力金交付要綱第4条またはナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協助力金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者 (□1:法人 □2:個人事業主)

法人番号 (フリガナ)				
法人名				
※個人事業主の場合は屋号				
本店所在地	〒	ー	連番電話番号	()
※個人事業主の場合は住所				
業種分類(※中小企業基本法)	□1:小売業 □2:サービス業 □3:観光業 □4:製造業その他 □5:NPO等(1-1以外)			
代表者役職	(フリガナ)			
資本金の額	万円	代表者氏名		
従業員数	人	印		
主な施設・店舗	名称			
※1	所在地	□1:本店所在地と同じ □2:左記以外 ()		

2 該当する交付要件

休業(営業時間短縮)した期間	協力要請期間中※2で、全て休業(営業時間短縮)しました。 □はい (該当の場合にチェック)
対象施設コード: 3桁 ※3	2桁) 3桁) 4桁) 営業内容

【Zコードの場合】	施設名称	左記施設の休業に伴い
入居する複合商業施設等	所在地	休業しました。
	名古屋市	□はい (該当の場合にチェック)
【Kコードの場合】	通常営業	平日 : ~ : 休日 : ~ :
営業時間短縮の実施	変更後の営業	平日 : ~ : 休日 : ~ :

3 申請(請求)する金額 金 500,000 円

4 振込先1座

金融機関コード・名称	□1:銀行 □2:農協 □3:金庫 □4:組合
支店コード・名称	□1:本店 □2:支店 □3:支所 □4:出張所
種別	□1:普通 □2:当座 □3:口座番号
(フリガナ)	()
口座名義	

※1:「休業協力要請対象の施設・店舗が複数ある場合には、別紙【図内に所在する休業施設・店舗一覧】を作成し、あわせて提出してください。
※2:「休業要請期間」:4/17～5/6(4/17は営業実績があっても良い。ただし、施設コードC、F、G、Jで示す施設は4/23～5/6、施設コードHで示す施設は4/26～5/6、施設コードで始まる施設は、複合商業施設等の施設ごとの協力要請期間による。
※3:「対象施設コード」は、別表(対象施設コード一覧)に記載された施設コードを記入してください。(本紙P6参照)
○該当する「1」を記入してください。
○「法人番号」は、四桁から指定された13桁の番号を記入してください。
○「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く)の数を記入してください。
○「振込先口座」は申請書と同一名義の口座としてください。ゆうちょ銀行を記入する場合は、「振込用の氏名・印・口座番号(通帳記載の7桁の番号)」を記入してください。
○この申請書は、名古屋市内において交付決定した後は、協助力金の返還等として取り扱います。

3

様式第2号

新型コロナウイルス感染症対策協助力金の申請に関する誓約書

私(法人・団体)は、新型コロナウイルス感染症対策協助力金(以下「協助力金」という。)の申請にあたり以下のことを誓約します。

・申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は協助力金の申請を取り下げます。また、協助力金交付後に発覚した場合は協助力金を返還します。

・本協助力金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。

・協助力金の申請はひとつの市町村のみに申請し、複数の市町村に申請していません。

・休業、時間短縮の対象となる愛知県内の全ての施設において休業、時間短縮を実施しました。

・休業要請への協力事業者として、交付市町村名、法人名(個人事業主は屋号)、法人番号(法人の場合)、施設の種別を愛知県のホームページに掲載されることに同意します。(※1)

・愛知県知事または名古屋市長が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況を確認し、申請内容に虚偽が無いことを確認することに同意します。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が愛知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2号に規定する暴力団員、同条例第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。

・愛知県知事または名古屋市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるが否かの確認のため、愛知県警察・関係がなされることに同意します。

令和2年 月 日

本店所在地(住所)

法人名(個人事業主の場合は屋号)

代表者役職・氏名

印

※1:愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協助力金交付要綱に基づく申請の場合のみ該当

4

03 支援策に係る申請書等一覧

【記載例】

令和 2年 5月15日

（あて先）名古屋市長

新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書（請求書）

新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付を受けるため、愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱第4条またはナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者（☒法人 ☐個人事業主）

国稅庁から指定された13桁の番号を記入

法人番号 1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4

（フリガナ）（カシキガイシャ △△）

法人名 株式会社△△

本店所在地 〒460-8801 連絡先電話番号 052（000）0000

支店所在地 名古屋市○○区○○町△△

代表者役職 代表取締役 （フリガナ）（アイチ タロウ）

代表者氏名 愛知 太郎

資本金の額 個人事業主は記入不要 100 万円 代表者氏名 愛知 太郎

従業員数 10 人

主な施設・店舗 名称 ○○カフェ 名古屋東店 常時雇用している従業員数(パート・アルバイトを除く)を記入 10

※1 所在地 所在地 所在地 所在地

2 該当する交付要件

休業(営業時間短縮)した期間 協力要請期間※2中、全て休業(営業時間短縮)しました。☒はい (該当の場合にチェック)

対象施設コード：3桁 ※3 記号 K 数字 0 数字 1 営業内容 カフェ・バル

【Zコードの場合】 施設名称 所在地 名古屋市中区 左記施設の休業に伴い 入居する複合商業施設等 休業しました。

【Kコードの場合】 通常営業 平日 10:00～21:00 休日 10:00～23:00

営業時間短縮の実績 変更後の営業 平日 10:00～20:00 休日 10:00～20:00

3 申請(請求)する金額 金 500,000 円

4 振込先口座

金融機関コード・名称 1 2 3 4 ○○○○ ☒銀行 ☐農協 ☐金庫 ☐組合

支店コード・名称 1 2 3 ○○○○ ☐1本店 ☒支店 ☐支所 ☐出張所

種別 ☒普通 ☐当座 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

（フリガナ）（カ）△△ ダイヒョウトリミヤカ アイチ タロウ

口座名義 株式会社△△ 代表取締役 愛知 太郎

※1：休業協力金交付対象の施設・店舗が複数ある場合には、別紙「案内」に所収する休業施設・店舗「表」を作成し、あわせて提出してください。

※2：協力要請期間とは、要請期間(事業主、役員、パート・アルバイトを除く)の数を記入してください。

※3：Zコードの場合、対象施設コードが「Z」で始まる場合は、入居する複合商業施設等の施設名称(例：○○モール)や所在地、左記施設の休業に伴い休業しました。下段の□に✓を記入

※4：Kコードの場合、対象施設コードが「K」で始まる場合は、営業時間の短縮を要請する施設にあたるため、通常営業時間と変更後の営業時間(5:00～20:00)の記入を要請する施設に記入してください。

○「法人番号」は、雇用期間中(事業主、役員、パート・アルバイトを除く)の数を記入してください。

○「従業員数」は、申請期間中(事業主、役員、パート・アルバイトを除く)の数を記入してください。

○「振込先口座」は申請者と同一名称の口座としてください。ゆうちょ銀行を記入する場合は、支店・支所・出張所を記入してください。

○「振込用の店名・種別・口座番号」(通帳記載下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

○この申請書は、名古屋市において交付決定した後は、協力金の請求書として取り扱います。

対象施設コード一覧

① 休業要請施設

施設の種類	施設コード	内訳
遊興施設等	A01	キャバレー
	A02	ナイトクラブ
	A03	ダンスホール
	A04	スナック
	A05	バー
	A06	ダンスバー
	A07	パブ
	A08	性風俗店
	A09	デリヘル
	A10	アダルトショッップ
	A11	個室ビデオ店
	A12	インターネットカフェ
	A13	漫画喫茶
	A14	カラオケボックス
	A15	射的場
運動・遊技施設	A16	ライブハウス
	A17	乗馬施設(馬・馬車・馬車場)
	A18	その他
	B01	体育館
	B02	屋内・屋外水泳場
	B03	テニスコート
	B04	スケート場
	B05	スポーツクラブ
	B06	ネットヨガ・ヨガスタジオ
	B07	ゴルフ練習場
	B08	パターゴルフ練習場
	B09	陸上競技場 ※1 ※2
	B10	野球場 ※1 ※2
	B11	テニスコート ※1 ※2
	商業施設	B12
B13		弓道場 ※1
B14		マージャン店
B15		パチンコ店
B16		ゲームセンター
B17		テーマパーク
B18		遊園地
B19		その他
C01		大学
C02		専門学校
C03		高等専門学校
C04		高等技術・専門学校
C05		日本大学校・外国語学校
C06		インターナショナルスクール
C07		自動車教習所
劇場等	C08	演劇団
	C09	音楽団等
	C10	音楽教室
	C11	音楽・音楽教室
	C12	音楽・音楽教室・音楽教室
	C13	音楽・音楽教室
	C14	音楽・音楽教室
	C15	音楽・音楽教室
	C16	音楽・音楽教室
	C17	その他
	D01	劇場
	D02	劇場等
	D03	プロセシウム
	D04	劇場等
	D05	劇場等
D06	劇場等	
D07	劇場等	
集会・展示施設	D08	展示場
	D09	展示場
	D10	展示場
	D11	展示場
	D12	展示場
	D13	展示場
	D14	展示場
	D15	展示場
	D16	展示場
	D17	展示場
	D18	展示場
	D19	展示場
	D20	展示場
	D21	展示場
	飲食・娯楽施設	D22
D23		飲食店
D24		飲食店
D25		飲食店
D26		飲食店
D27		飲食店
D28		飲食店
D29		飲食店
D30		飲食店
D31		飲食店
D32		飲食店
D33		飲食店
D34		飲食店
D35		飲食店
複合施設等		D36
	D37	複合施設等
	D38	複合施設等
	D39	複合施設等
	D40	複合施設等
	D41	複合施設等
	D42	複合施設等
	D43	複合施設等
	D44	複合施設等
	D45	複合施設等
	D46	複合施設等
	D47	複合施設等
	D48	複合施設等
	D49	複合施設等
	D50	複合施設等
その他	D51	その他
	D52	その他
	D53	その他
	D54	その他
	D55	その他
	D56	その他
	D57	その他
	D58	その他
	D59	その他
	D60	その他
	D61	その他
	D62	その他
	D63	その他
	D64	その他
	D65	その他
D66	その他	
D67	その他	
D68	その他	
D69	その他	
D70	その他	
D71	その他	
D72	その他	
D73	その他	
D74	その他	
D75	その他	
D76	その他	
D77	その他	
D78	その他	
D79	その他	
D80	その他	
D81	その他	
D82	その他	
D83	その他	
D84	その他	
D85	その他	
D86	その他	
D87	その他	
D88	その他	
D89	その他	
D90	その他	
D91	その他	
D92	その他	
D93	その他	
D94	その他	
D95	その他	
D96	その他	
D97	その他	
D98	その他	
D99	その他	
D100	その他	

② 営業時間短縮要請施設

施設の種類	施設コード	内訳
飲食・娯楽施設	K01	飲食店
	K02	飲食店
	K03	飲食店
	K04	飲食店
	K05	飲食店
	K06	飲食店
	K07	飲食店
	K08	飲食店
	K09	飲食店
	K10	飲食店
	K11	飲食店
	K12	飲食店
	K13	飲食店
	K14	飲食店
	複合施設等	K15
K16		複合施設等
K17		複合施設等
K18		複合施設等
K19		複合施設等
K20		複合施設等
K21		複合施設等
K22		複合施設等
K23		複合施設等
K24		複合施設等
K25		複合施設等
K26		複合施設等
K27		複合施設等
K28		複合施設等
その他		K29
	K30	その他
	K31	その他
	K32	その他
	K33	その他
	K34	その他
	K35	その他
	K36	その他
	K37	その他
	K38	その他
	K39	その他
	K40	その他
	K41	その他
	K42	その他
	K43	その他
K44	その他	
K45	その他	
K46	その他	
K47	その他	
K48	その他	
K49	その他	
K50	その他	
K51	その他	
K52	その他	
K53	その他	
K54	その他	
K55	その他	
K56	その他	
K57	その他	
K58	その他	
K59	その他	
K60	その他	
K61	その他	
K62	その他	
K63	その他	
K64	その他	
K65	その他	
K66	その他	
K67	その他	
K68	その他	
K69	その他	
K70	その他	
K71	その他	
K72	その他	
K73	その他	
K74	その他	
K75	その他	
K76	その他	
K77	その他	
K78	その他	
K79	その他	
K80	その他	
K81	その他	
K82	その他	
K83	その他	
K84	その他	
K85	その他	
K86	その他	
K87	その他	
K88	その他	
K89	その他	
K90	その他	
K91	その他	
K92	その他	
K93	その他	
K94	その他	
K95	その他	
K96	その他	
K97	その他	
K98	その他	
K99	その他	
K100	その他	

③ ①、②に該当しない場合商業施設等の休業方針により休業を余儀なくされたテナント施設

施設の種類	施設コード	内訳
複合施設等	Z01	複合施設等
	Z02	複合施設等
	Z03	複合施設等
	Z04	複合施設等
	Z05	複合施設等
	Z06	複合施設等
	Z07	複合施設等
	Z08	複合施設等
	Z09	複合施設等
	Z10	複合施設等
	Z11	複合施設等
	Z12	複合施設等
	Z13	複合施設等
	Z14	複合施設等
	Z15	複合施設等
Z16	複合施設等	
Z17	複合施設等	
Z18	複合施設等	
Z19	複合施設等	
Z20	複合施設等	
Z21	複合施設等	
Z22	複合施設等	
Z23	複合施設等	
Z24	複合施設等	
Z25	複合施設等	
Z26	複合施設等	
Z27	複合施設等	
Z28	複合施設等	
Z29	複合施設等	
Z30	複合施設等	
Z31	複合施設等	
Z32	複合施設等	
Z33	複合施設等	
Z34	複合施設等	
Z35	複合施設等	
Z36	複合施設等	
Z37	複合施設等	
Z38	複合施設等	
Z39	複合施設等	
Z40	複合施設等	
Z41	複合施設等	
Z42	複合施設等	
Z43	複合施設等	
Z44	複合施設等	
Z45	複合施設等	
Z46	複合施設等	
Z47	複合施設等	
Z48	複合施設等	
Z49	複合施設等	
Z50	複合施設等	
Z51	複合施設等	
Z52	複合施設等	
Z53	複合施設等	
Z54	複合施設等	
Z55	複合施設等	
Z56	複合施設等	
Z57	複合施設等	
Z58	複合施設等	
Z59	複合施設等	
Z60	複合施設等	
Z61	複合施設等	
Z62	複合施設等	
Z63	複合施設等	
Z64	複合施設等	
Z65	複合施設等	
Z66	複合施設等	
Z67	複合施設等	
Z68	複合施設等	
Z69	複合施設等	
Z70	複合施設等	
Z71	複合施設等	
Z72	複合施設等	
Z73	複合施設等	
Z74	複合施設等	
Z75	複合施設等	
Z76	複合施設等	
Z77	複合施設等	
Z78	複合施設等	
Z79	複合施設等	
Z80	複合施設等	
Z81	複合施設等	
Z82	複合施設等	
Z83	複合施設等	
Z84	複合施設等	
Z85	複合施設等	
Z86	複合施設等	
Z87	複合施設等	
Z88	複合施設等	
Z89	複合施設等	
Z90	複合施設等	
Z91	複合施設等	
Z92	複合施設等	
Z93	複合施設等	
Z94	複合施設等	
Z95	複合施設等	
Z96	複合施設等	
Z97	複合施設等	
Z98	複合施設等	
Z99	複合施設等	
Z100	複合施設等	

R1・2コナー9 新型コロナウイルス感染防止対策協力金

中区錦三丁目、栄三丁目1番から15番、栄四丁目にて
営業時間短縮の要請にご協力いただいた中小企業者等の皆さまへ

「愛知県・名古屋市感染防止対策協力金」のお知らせ

概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
“各業界団体等が作成した感染拡大予防の業種別ガイドラインを遵守”し
“愛知県の営業時間短縮要請に応じ営業時間の短縮を実施した
「安全・安心宣言施設」を運営する皆さまへ協力金を交付します。
※要請期間は、令和2年8月5日(水)から令和2年8月24日(月)までです。
※営業時間の短縮には、感染防止対策のため終日休業した場合も含みます。

「安全・安心宣言施設」とは
新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届出いただいた施設に対して、愛知県が独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として広めるものです。
[注]「ガイドラインを遵守していない施設」「安全・安心宣言施設未登録(PRステッカー・ポスター未掲示施設)」は、協力金の交付対象外です。

交付額

1日あたり1万円、最大20万円(1事業者あたり)
※対象事業所・店舗が複数ある場合も1事業者あたりの金額です。

申請期間

令和2年8月25日(火)から令和2年9月30日(水)(当日消印有効)まで

対象者

対象エリア(名古屋市中区錦三丁目、栄三丁目1番から15番、栄四丁目の区域)に
所在し、営業時間短縮要請を受けた対象施設を運営する中小企業者等であること。
※中小企業者等とは、中小企業、個人事業主、その他法人です。
(交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していないこと)

対象施設

対象施設	協力金
■持掲法の規制対象(施行令第11条第1項第11号) ■接待を伴う飲食店 ^{※1} (キャバレー、ダンスホール、スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ等) ■酒類を提供する飲食店 (オーブン・キッチン・バー・ショウバー・スポーツバー、ダーツバー、カラオケバー・パブ、サロン、ナイトクラブ、ディスコ等) ■酒類を提供するカラオケ店 ■持掲法の規制対象外 ■酒類を提供する飲食店 (居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼き鳥屋、焼き肉屋等)	●安全・安心宣言施設未登録 (PRステッカー・ポスター未掲示施設) ●ガイドラインを “遵守していない”施設 ●安全・安心宣言施設登録 (PRステッカー・ポスター未掲示施設) ●ガイドラインを “遵守している”施設

※1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1号に掲げる営業を行う店舗
※2 従前より午前5時から午後8時までの時間範囲を超えて営業を行う事業者営業時間短縮した場合(終日休業した場合も含む)

このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。詳細はウェブサイトをご覧ください。▶

コールセンター 052-228-7874 [8/25から開設] 午前9時～午後5時(土日祝日を含む毎日)

申請方法

① 申請書及び誓約書に必要な事項を記入してください。
② 必要な提出書類とあわせて、**簡易書留**など郵便物を追跡できる方法で、**送付してください**。※提出時には**必ず控え**をとり保管してください。

提出書類一覧 【法人の場合】

チェック	提出書類	提出書類
☐	交付申請書	① 申請書【様式第1号】
☐	誓約書	② 誓約書【様式第2号】
☐	営業活動を行っていることが分かる書類	③ 営業に必要な許可等取得していることが分かる書類 ※飲食店営業許可書など、営業に必要な許可等(風俗営業法関係の営業許可・届出)の写し 直近の「法人税の確定申告書(申告書別表一)」の写し ◆設立後、申告書提出期限により確定申告書提出していない場合は、「法人の設立届」に加え、「令和2年1月以降から前年度までの月次納税(経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等))」を提出してください。
☐	営業時間短縮(休業含む)の状況が分かる書類	④ ホームページの画面の写し又はポスターやチラシの写真等 ※営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮(又は休業)したことが分かるものを提出してください。
☐	本人確認書類	⑤ 法人代表者の運転免許証又は保険証の写し ※その他公的機関が発行した証明書等(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)の写しでも可。
☐	振込先口座が分かる書類	⑥ 運転又はキャッシュカードの写し ※通帳の場合は開いて1ページ目、「銀行名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座番号」が確認できる部分
☐	中小企業者であることが分かる書類	⑦ 従業員数区分が分かる書類の写し ※資本金の額等が中小企業基本法に規定する額を超える中小企業者のみ(例)法人登記簿(資本金・出資者名簿)、ホームページ、従業員名簿

※中小企業基本法における「中小企業者」の定義
資本金(又は出資)総額が1億円以下かつ従業員数が100人以下
資本金(又は出資)総額が1億円以下かつ従業員数が100人以下
資本金(又は出資)総額が1億円以下かつ従業員数が100人以下

提出書類一覧 【個人事業主の場合】

チェック	提出書類	提出書類
☐	交付申請書	① 申請書【様式第1号】
☐	誓約書	② 誓約書【様式第2号】
☐	営業活動を行っていることが分かる書類	③ 営業に必要な許可等取得していることが分かる書類 ※飲食店営業許可書など、営業に必要な許可等(風俗営業法関係の営業許可・届出)の写し 令和元年分の「所得税の確定申告書(第一表)」の写し ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。
☐	営業時間短縮(休業含む)の状況が分かる書類	④ ホームページの画面の写し又はポスターやチラシの写真等 ※営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮(又は休業)したことが分かるものを提出してください。
☐	本人確認書類	⑤ 運転免許証又は保険証の写し ※その他公

03 支援策に係る申請書等一覧

様式第1号
名古屋市長 殿

令和 2年 8月 25日

愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金 交付申請書

申請日の日付を記載

愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金の交付を受けたため、同交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

1 交付要件に該当することの確認 (下記3要件、全ての ☐ にチェックが必要です)

☒ 営業時間短縮要請エリア内に、従前より午前5時から午後8時までの時間帯を超えて営業を行う対象施設(接待を行う飲食店、酒類を提供するカラオケ店、その他の酒類を提供する飲食店)を有し、感染防止対策のため、営業時間短縮(休業含む)を実施しました。

対象エリア内の全ての対象施設について
☒ 「業種別ガイドライン」を遵守しています。
☒ 愛知県の「安全・安心宣言施設」に登録し、当該PRステッカーとポスターを掲示しています。

2 対象施設

対象エリア内にある対象施設の数 2 施設 主な施設1つについて以下に記載

施設名称(西語名)	〇〇バー・レストラン	種別	☐ L 接待 ☐ B カラオケ ☒ D その他飲食店
施設所在地	名古屋市中区 〇〇丁目〇〇番地 〇〇ビル2階	安全・安心宣言施設受審番号	9 9 9 9 9 9 9 9

(※) 施設種別には、いずれか該当するものを選択し、該当する番号にチェックしてください。
 1. 接待を行う飲食店(キャバレー・ホストクラブ等) 2. 酒類を提供するカラオケ店 3. その他の酒類を提供する飲食店(バー、ナイトクラブ、居酒屋等)

3 営業時間短縮等の要請に応じた日数及び申請する金額

8月 7日 から営業時間短縮(休業含む)を開始し、8月24日までの間に

要請開始の8月5日以後の日付です。

1 8 日間 実施しました。 金 1 8 万円

最大で20日間です。 「表に記入した日数」を記入してください。

(※) 対象エリア内に複数の対象施設がある場合、全ての対象施設を営業時間短縮(休業含む)した日数のみが協助力金の交付対象になります。

4 申請者情報

フリガナ	カブシキガイシャ〇〇	法人番号(四角の数字の3桁の番号)を記入	1 1 2 2 3 3 4 4 4 4
種別	株式会社〇〇	代表取締役	アイチ タロウ
住所(法人の場合)本店所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区〇〇丁目〇〇番地	代表者氏名	愛知 太郎
代表者役職名	代表取締役	資本金の額	1,000 万円
従業員数	100 人	連絡先電話番号	052-000-0000

個人事業主は記入不要 常時雇用している従業員数(パート・アルバイトを除く)を記入

5 振込先口座

金融機関コード・名称	1 2 3 4 〇〇〇	口座番号	1 2 3 〇〇〇
種別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
口座名義	株式会社〇〇 代表取締役 愛知 太郎	フリガナ	カ) 〇〇

<備考>
 〇「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く)の数を記載してください。
 〇「振込先口座」は、申請書提出と同時に提出してください。必ずしも都道府県を記載する必要はありません。
 〇「振込先の店名・振込種別・口座番号」(振込先口座の下に記載の7桁の番号)を記入してください。

様式第2号

愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金の申請に関する誓約書

私は、愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金(以下「協助力金」という。)の申請にあたり以下のことを誓約します。

誓約内容

申請書の内容に虚偽や不正があった場合等、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、協助力金の申請を取り下げます。また、協助力金交付後に発覚した場合は、協助力金を返還するとともに、加算金の支払いに応じます。

本協助力金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。

業種別ガイドラインを遵守し、「安全・安心宣言施設」登録、PRステッカーとポスター掲示を行うとともに、適切な感染防止に努めます。

営業時間短縮要請の対象となるエリア内の全ての店舗において、営業時間短縮(休業を含む)を実施しました。

愛知県知事または名古屋市長が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況等を確認し、申請内容に虚偽が無いことを確認することに同意します。

交付申請日時点で倒産・廃業していません。

代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が名古屋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等が経営に事実上参画していません。

申請書の内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否か確認するため、愛知県警察・照会がなされることに同意します。

令和 年 月 日

住所(法人の場合は本店所在地)

屋号(法人の場合は法人名)

代表者役職・氏名

印

様式第1号
名古屋市長 殿

令和 年 月 日

愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金 交付申請書

愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金の交付を受けたため、同交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

1 交付要件に該当することの確認 (下記3要件、全ての ☐ にチェックが必要です)

☐ 営業時間短縮要請エリア内に、従前より午前5時から午後8時までの時間帯を超えて営業を行う対象施設(接待を行う飲食店、酒類を提供するカラオケ店、その他の酒類を提供する飲食店)を有し、感染防止対策のため、営業時間短縮(休業含む)を実施しました。

対象エリア内の全ての対象施設について
☐ 「業種別ガイドライン」を遵守しています。
☐ 愛知県の「安全・安心宣言施設」に登録し、当該PRステッカーとポスターを掲示しています。

2 対象施設

対象エリア内にある対象施設の数 施設 主な施設1つについて以下に記載

施設名称(西語名)		種別	☐ L 接待 ☐ B カラオケ ☐ D その他飲食店
施設所在地	名古屋市中区	安全・安心宣言施設受審番号	

(※) 施設種別には、いずれか該当するものを選択し、該当する番号にチェックしてください。
 1. 接待を行う飲食店(キャバレー・ホストクラブ等) 2. 酒類を提供するカラオケ店 3. その他の酒類を提供する飲食店(バー、ナイトクラブ、居酒屋等)

3 営業時間短縮等の要請に応じた日数及び申請する金額

月 日 から営業時間短縮(休業含む)を開始し、月 日までの間に

要請開始の8月5日以後の日付です。

日間 実施しました。 金 万円

最大で20日間です。 「表に記入した日数」を記入してください。

(※) 対象エリア内に複数の対象施設がある場合、全ての対象施設を営業時間短縮(休業含む)した日数のみが協助力金の交付対象になります。

4 申請者情報

フリガナ		法人番号(四角の数字の3桁の番号)を記入	
種別		代表取締役	
住所(法人の場合)本店所在地		代表者氏名	
代表者役職名		資本金の額	
従業員数		連絡先電話番号	

5 振込先口座

金融機関コード・名称		口座番号	
種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	
口座名義		フリガナ	

<備考>
 〇「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く)の数を記載してください。
 〇「振込先口座」は、申請書提出と同時に提出してください。必ずしも都道府県を記載する必要はありません。
 〇「振込先の店名・振込種別・口座番号」(振込先口座の下に記載の7桁の番号)を記入してください。

愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金について(Q&A)

Q1 営業時間短縮の要請を受けた飲食店等とは何指しますか?

A1 「愛知県安全なまちづくり条例」(第30条)に基づく「栄知罪罪止・環境浄化推進地区」(名古屋市中区錦三丁目、栄三丁目1番〜15番、栄四丁目)にある「接待を伴う飲食店」「酒類を提供する飲食店」「酒類を提供するカラオケ店」で、従前より午前5時から午後8時までの時間帯を超えて営業を行う飲食店等を指します。

Q2 誰がこの協助力金を受け取れるのですか?

A2 営業時間短縮の要請を受けた飲食店等を運営する中小企業者等が、業種別ガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示を行った上で、営業時間短縮の要請に協力した場合に支払われます。

Q3 PRステッカーとポスターの掲示がないと協助力金の交付対象にはならないのですか?

A3 業種別ガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協助力金の条件になります。ただし、「安全・安心宣言施設」に申請中の場合は、「安全・安心宣言施設」に登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協助力金の交付対象とします。

Q4 全ての要請期間において、営業時間短縮を行わないと協助力金は受け取れないのですか?

A4 8月5日(水)〜8月24日(月)の期間において、営業時間の短縮を行った日について、1日あたり1万円を交付します。例えば営業時間の短縮を10日間行った場合、10万円を交付します。

Q5 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協助力金の交付対象となりますか?

A5 感染防止対策のため、終日休業した場合も交付対象となります。また、定休日が含まれる場合も交付対象となります。例えば午前5時から午後8時までの時間帯を超えて営業を行う事業者に限る。

Q6 複数の店舗を持つ事業者は全ての店舗の営業時間を短縮する必要がありますか?

A6 要請の対象となるエリア内の全ての店舗の営業時間を短縮した日のみが協助力金の交付対象となります。なお、協助力金は、店舗数に関係なく、1事業者あたりの交付となります。

Q7 食事の提供がメイン(麺類店、レストラン等)ですが、お酒を提供している場合は、協助力金の交付対象となりますか?

A7 酒類を提供する飲食店は交付対象となります。

協助力金の「振り込み詐欺」「個人・企業情報の詐取」にご注意ください。

〇愛知県・名古屋市がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
 〇ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
 〇愛知県・名古屋市が、「愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

必要書類送付先 ※下記の宛先面を切り取って使用してください。※はがれないよう、しっかり糊付けしてください。※切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。

〒460-8799 名古屋中郵便局留
 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金事務局
 愛知県・名古屋市感染防止対策協助力金申請書類在中
 差出人

03 支援策に係る申請書等一覧

名古屋市 様

記載例【本店所在地が市外の場合】

様式第1号
令和2年6月22日

申請日を記入

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金交付申請書

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金の交付を受けたので、ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり金100,000円を申請します。

1 申請者 (☑1:法人 ☐2:個人事業主)

法人番号※1 1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 4

(フリガナ) (カブシキガイシャ)

法人名 株式会社〇〇〇 日中連絡がとれる電話番号(携帯電話番号)を記入

本店所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇(〇〇) 〇〇〇〇

※1 法人番号: 国税庁から指定された13桁の番号を記入(個人事業主は記入不要)

※2 従業員数: 常時使用する従業員(事業主・役員除く)の数を記載

2 市内で事業を行っている施設(自らが所有又は賃借している施設に限る)

施設名・事業内容・所在地 (施設名) 〇〇〇〇〇 (事業内容) 八百屋

※ 複数ある場合は1カ所記載 (所在地) 名古屋市 東 区 〇〇ニ丁目

対象施設コード (別表参照) 記号 C 数字(2桁) 16

対象施設コードで、記号D(食事提供施設)を選んだら、本店所在地が市外の場合、市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写しが必要(この場合はチェック)

3 交付要件の確認

事業継続の確認※3 令和2年4月10日から5月14日まで事業を継続しています。 ☑はい (※3の場合にチェック)

名古屋市各団体業 愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協会の協力を、ナゴヤ協力金等を受け取り、新型コロナウイルス感染症対策協会の協力を、名古屋市理美容事業者協会の協力を、名古屋市理美容事業者継続応援金

事業形態の確認 対象施設で個人消費者と対面し商品・サービスを提供しています。 ☑はい (※3の場合にチェック)

※3 概ね通常通り事業を継続していれば可(少なくとも通常営業日の2分の1以上営業していること)

4 振込先口座

金融機関コード・名称 1 2 3 4 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

支店コード・名称 1 2 3 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

種別 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

(フリガナ) カ) 〇〇〇 ダイビョウトリマリアク ナゴヤ ハナコ

口座名義 株式会社〇〇〇 代表取締役 名古屋 花子

〇「振込先口座」は申請者と同一名称の口座としてください。ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)」を記入してください。

申請者と同一名称の口座を記入

名古屋市 様

様式第1号
年 月 日

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金交付申請書

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金の交付を受けたので、ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり金100,000円を申請します。

1 申請者 (☐1:法人 ☐2:個人事業主)

法人番号※1

(フリガナ)

法人名

※1 法人番号: 国税庁から指定された13桁の番号を記載(個人事業主、認可地縁団体、留守家庭児童育成会は記載不要)

※2 従業員数: 常時使用する従業員(事業主・役員除く)の数を記載

2 市内で事業を行っている施設(自らが所有又は賃借している施設に限る)

施設名・事業内容・所在地 (施設名) (事業内容)

※ 複数ある場合は1カ所記載 (所在地) 名古屋市 区

対象施設コード (別表参照) 記号 数字(2桁)

対象施設コードで、記号D(食事提供施設)を選んだら、令和2年4月10日以前から「店内で飲食をさせる時間が午前5時から午後8時までの間である施設」又は「店内で飲食をさせる持ち帰りでの提供をする施設」です。

3 交付要件の確認

事業継続の確認※3 令和2年4月10日から5月14日まで事業を継続しています。 ☐はい (※3の場合にチェック)

名古屋市各団体業 愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協会の協力を、ナゴヤ協力金等を受け取り、新型コロナウイルス感染症対策協会の協力を、名古屋市理美容事業者協会の協力を、名古屋市理美容事業者継続応援金

事業形態の確認 対象施設で個人消費者と対面し商品・サービスを提供しています。 ☐はい (※3の場合にチェック)

※3 概ね通常通り事業を継続していれば可(少なくとも通常営業日の2分の1以上営業していること)

4 振込先口座

金融機関コード・名称 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

支店コード・名称 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

種別 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

(フリガナ)

口座名義

〇「振込先口座」は申請者と同一名称の口座としてください。ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)」を記入してください。

様式第2号

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金の申請に関する誓約書

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金(以下「応援金」という。)の申請にあたり以下のことを誓約します。

・申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は応援金の申請を取り下げます。また、応援金交付後に発覚した場合は応援金を返還します。

・法令等に従い、必要な承認等を受ける又は届出をしたうえで令和2年4月10日までに事業を開始します。また、事業開始後に届出等を要する場合は、法令等に定める期間までに届出等を行います。

・応援金の申請にあたって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。

・不交付要件(交付対象外となるもの)である次の(1)から(3)に該当しません。

(1) 国、法人税法(昭和22年法律第28号)別表第一に定める公共法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第22条第3項に規定する法人及び名古屋市外国団体指導調整要綱第2条第1項第2号に規定する法人

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織もしくは団体(ただし、施設コードA「社会福祉施設等」の申請者は除く)

・交付申請日において、倒産・廃業していません。

・名古屋市が必要に応じて実施する関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じます。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が名古屋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当せず、将来にわたっても該当しません。また暴力団等が経営に事実上参画していません。

・名古屋市が必要と認めた場合には、暴力団等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

令和2年 月 日

本店所在地(住所)

法人名

代表者役職・氏名

印

※法人の場合は代表者印、個人事業主の場合は個人印を押印

よくあるご質問

Q1 営業日数は通常通りだが、営業時間の短縮を行った場合は対象ですか。

A1 営業時間を短縮した場合でも、令和2年4月10日から5月14日までの期間、通常の営業日数の2分の1以上営業していれば、概ね通常通りの営業とみなし、対象となります。

Q2 申請する施設がどの施設コードに該当するかわかりません。

A2 市のホームページに対象施設の例を掲載していますので確認してください。

Q3 申請内容に不備がある場合はどうなりますか。

A3 審査により申請内容の不備が明らかになった場合、その旨をお知らせするとともに、申請書類一式を返却しますので、必要書類を揃えて再度提出してください。

Q4 申請書類の控えを取り忘れたため返却してほしい。

A4 申し訳ございませんが、一度提出された書類は返却しません。申請書類を提出する際には、必ず控えをとり保管してください。

Q5 申請書類をどこに送ればよいですか。

A5 本紙P2の下部にある送付先に郵送してください。宛先面を切り取り、はがれないよう封筒に貼り付けて使用してください。また、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で送付してください。なお、郵送料が不足している場合は、申請書類を受け取ることができませんのでご注意ください。

注意事項

・本紙P3の必要書類が揃っていない場合や不備がある場合は、応援金を受給できません。

・申請締切日までに申請されなかった場合は、応援金を受給できません。

・虚偽の申請、その他不正な手段により応援金を受給した場合は、応援金を返還しなければなりません。なお、悪質な場合は警察に通報するなどの対応を行います。

03 支援策に係る申請書等一覧

R1・2コロナー11 飲食宅配サービス利用促進事業

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(提出者)
所在地
商号又は名称
代表者
役職・氏名

印

事業計画書

飲食宅配サービス利用促進事業に係る連携事業者の公募について、公募要項の内容を承諾した上で、名古屋市と連携した事業への参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡担当者)
部署名
氏名(フリガナ)
電話
FAX
メールアドレス

事業の実施方法

1. ポイント又はクーポン等の還元方法
2. 事業者側で設定するポイント又はクーポン等の利用期間
3. 名古屋市内の直近の登録店舗数及び宅配代行実績
4. 宅配可能エリア
5. ポイント又はクーポン等の想定還元額とその算出根拠 (500円×件数)
6. ポイント又はクーポン等の還元件数の記録方法
7. 店舗登録にかかる想定初期費用無料金額とその算出根拠 (登録単価×件数)
8. 感染症対策
9. 公募要項に記載されている内容以外に、事業効果を高める取組の提案があれば記載してください。

(用紙が不足する場合は適宜追加してください。)

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所在地
商号又は名称
代表者
役職・氏名

印

飲食宅配サービス利用促進事業実績報告兼負担金交付申請書

みだしのことについて、関係書類を添えて事業実績報告を行うとともに、負担金の申請をします。

1 負担金申請額 金 円

2 添付書類
(1) 実績報告書
(2) ポイント等付与にかかる注文店舗及び配達先一覧
(3) ポイント等利用にかかる注文店舗及び配達先一覧
(4) 事業期間中の新規登録店舗一覧
(5) その他

飲食宅配サービス利用促進事業 実績報告書

1 ポイント等付与実績

区分	内容
期間	令和2年5月30日～令和2年7月〇日
注文件数	
付与ポイント等	(円)×500円＝ (円)

2 ポイント等利用実績

区分	内容
期間	令和2年〇月〇日～令和2年〇月〇日
注文件数	
利用ポイント等	(円)

3 新規登録店舗実績

区分	内容	
期間	(ポイント付与期間)	(ポイント利用期間)
件数		

4 広報実績

<飲食店向け>

- ・
- ・
- ・

<消費者向け>

- ・
- ・
- ・

03 支援策に係る申請書等一覧

R1・2コロナー12 中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金

「中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金」のお知らせ

概要 市内中小企業者に対して、新しい生活様式に対応した事業展開・働き方への対応に必要な設備・機器等の導入に要した経費の一部を助成します。

申請期間 令和2年10月20日(火)から令和2年11月19日(木)まで
※申請締切日の消印有効

注意事項 記載漏れや添付書類の不足など申請書に不備がある場合は対象となりませんので、お気をください。なお、提出された書類の返却は行いません。

補助額 1事業者あたり上限50万円
※ただし、購入・施工等費用が合計で20万円(補助金額15万円)に満たない場合は補助金の対象外になります。
※既存設備・機器等の単なる更新や買替えは対象になりません。

補助率 補助対象経費(購入・施工等費用)の3/4(75%)以内
(例1) 100万円(概ね)の設備・機器等を導入する場合 補助額50万円
100万円×3/4=75万円→補助上限50万円

(例2) 25万円(概ね)と15万円(概ね)の設備・機器等を導入する場合 補助額30万円
(25万円+15万円)×3/4=30万円→補助上限50万円以内

(例3) 19万円(概ね)の設備・機器等を導入する場合 補助対象外
19万円×3/4=14.25万円→15万円未満のため対象外

主な交付要件

- 補助対象者**
- 以下の要件等をすべて満たす方
 - (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であること
 - (2) 本店又は本社が名古屋市内である方
 - 個人事業主にあつては、現住所が名古屋市内である方
 - (3) 3期以上確定申告を行っている方
 - (4) 公序良俗に反する事業を営んでいない方 等
- 補助対象経費**
- 以下の要件をすべて満たす設備・機器等の購入・施工等に要する経費のうち令和3年1月31日までに支払った金額
 - (1) 新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要となる設備・機器等
 - (2) 名古屋市内の事業所に設置する設備・機器等
 - (3) 令和2年10月20日以後に契約し、購入・施工・リースする設備・機器等
 - (4) 令和3年1月31日までに納入・工事が完了する設備・機器等

- 【補助対象外経費】
- (1) 人件費
 - (2) 事業継続経費(光熱水費、不動産賃借料、サービス・ソフトウェア等の使用料等)
 - (3) 購入に係る経費のうち以下に該当するもの
ア 原材料や消耗品の購入費 イ 販売用レンタル等を目的とした製品等の購入費
 - (4) 公租公課(消費税等)
 - (5) 既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
 - (6) 修理又は修繕に係る経費(新しい生活様式・働き方に対応するための改築工事は除く)

このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

コールセンター 052-228-7024

(10月20日開設) (平日の午前9時から午後5時まで)
※土・日・祝日と12月29日～1月3日を除く

※審査についての問い合わせは応じられません。

ウェブサイトはこちら
https://www.atarashiiseikatsu-shien.nagoya

1

- 申請方法・流れ**
- (1) 以下の必要書類を揃えて、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、送付してください。 ※提出時には必ず控えをとり保管してください。
 - (2) 申請期間終了後、要件等を満たす方に「交付決定通知書」及び(3)で必要となる「実績報告書兼交付請求書」を送付します。
 - (3) 設備・機器等の導入後、「実績報告書兼交付請求書」及び添付書類を簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、令和3年2月10日(消印有効)までに送付してください。
※「実績報告書兼交付請求書」又は添付書類に不備がある場合は、令和3年2月28日(消印有効)までに不備が解消されないこと交付となります。
 - (4) 要件等を満たす方に「額確定通知書」を送付し、補助金を振り込みます。

必要書類	封入前に書類を確認し、チェック欄の□にチェックしてください。	チェック欄
法人	交付申請書【様式第1号】本紙6ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	事業計画書【様式第2号】本紙8ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	誓約書【様式第3号】本紙7ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	直近3期分の確定申告書に添付した法人事業概況説明書(2ページ分)又は会社事業概況書(1ページ目様式表)の写し	☐
	履歴事項全部証明書(2ページ分)の写し ○申請日の前3か月以内に発行されたもの	☐
個人事業主	導入する設備・機器等に係る見積書の写し ※A4用紙にコピーしたもの ○事業計画書の「導入する設備・機器等の品目・数量・取扱金額等」が確認できるもの	☐

個人事業主	交付申請書【様式第1号】本紙6ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	事業計画書【様式第2号】本紙8ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	誓約書【様式第3号】本紙7ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	直近3期分の確定申告書に添付した所得課税青色申告決算書(4ページ分)又は収支内訳書(2ページ分)の写し	☐
	本人確認書類の写し ※原寸大でA4用紙にコピーしたもの ○申請日において有効なものであり、交付申請書記載の住所及び氏名が確認できるもの ※運転免許証(写真)、マイナンバーカード(写真のみ)、国民健康保険被保険者証(住所・住所別記載)、後期高齢者医療保険被保険者証(住所のみ)などの機関が発行するもの	☐
必要書類送付先	導入する設備・機器等に係る見積書の写し ※A4用紙にコピーしたもの ○事業計画書の「導入する設備・機器等の品目・数量・取扱金額等」が確認できるもの	☐

※下記の宛先面を切り取りて使用してください。 ※はがけのないようにしっかりと糊付けしてください。
※切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。

〒460-8799 名古屋中郵便局留

名古屋千種区吹上二丁目6番3号
公益財団法人名古屋産業振興公社「中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金」担当

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金申請書類 在中

2

記載例

事業計画書 様式第2号

新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要となる設備投資の事業計画
(交付申請書【様式第1号】に記載した名古屋市内の事業所に設置する設備・機器等を10品目以内でまとめて記載してください)

導入する設備・機器等の品目	※導入目的	数量	税抜単価	税抜の金額	契約予定年月日	導入予定年月日
① 空気清浄機	ア	2	200,000	400,000	令和2年12月1日	令和2年12月10日
② アクリル板設置工事	ア	一式	100,000	100,000	令和2年12月1日	令和3年1月10日
③ カメラ	イ	1	40,000	40,000	令和2年12月10日	令和2年12月20日
④ パソコン	ウ	2	100,000	200,000	令和2年12月10日	令和2年12月20日
⑤ サーバルカメラ(リース)	ア	2	5,000	10,000	令和2年12月10日	令和3年1月1日
⑥					年 月 日	年 月 日
⑦					年 月 日	年 月 日
⑧					年 月 日	年 月 日
⑨					年 月 日	年 月 日
⑩					年 月 日	年 月 日
補助対象経費の合計(ア)				750,000	≡ 20万円(税抜) 未済は申請不可	
補助金額の算出(イ)				562,500	≡ (ア) × 0.75 (※千円未満切捨て)	
補助金交付申請額(ウ)				510,000	≡ (イ) または 50万円のいずれか低い額	

※導入目的の欄に次のア～ウから当てはまる番号を1つ選んで記入してください。

記号	導入目的	設備・機器等の例
ア	3密・密閉衛生対策	換気設備、客席個室化工事、仕切り板、空気清浄機、紫外線消毒器、消毒液等供給装置 等
イ	新たなビジネス展開	オンライン配信用カメラ・マイク、デリバリー用バイク、ネット販売用IP作成費用 等
ウ	新しい働き方推進	社内用オンライン会議システム導入費用、テレワーク用パソコン、通信回線工事 等

- 【注意事項】
- 補助対象外経費(人件費、事業継続経費、原材料や消耗品の購入費など)は含まないでください。
 - 令和3年1月31日までに設備・機器等の購入・工事が完了し、支払いまで完了できることを確認してください。
 - 導入する設備・機器等の品目は、10品目以内としてください。
 - 既存設備・機器等の単なる更新・買い替えの費用は対象となりません。

- 【補助対象外経費】
- (1) 人件費
 - (2) 事業継続経費(光熱水費、不動産賃借料、サービス・ソフトウェア等の使用料等)
 - (3) 購入に係る経費のうち以下に該当するもの
ア 原材料や消耗品の購入費 イ 販売用レンタル等を目的とした製品等の購入費
 - (4) 公租公課(消費税等)
 - (5) 既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
 - (6) 修理又は修繕に係る経費(新しい生活様式・働き方に対応するための改築工事は除く)

3

よくあるご質問 ※その他のご質問についてもウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。

- Q 補助対象となる中小企業者とは**
- A** 中小企業基本法に定める中小企業者で、個人、会社、士業法人のうち、以下の要件を満たす方です。
- | 中小企業基本法上の業種分類 | 中小企業基本法上の要件 |
|-----------------------------|---|
| ① 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| ② 小売業(飲食店を含む) | 資本金の額又は出資の総額が1千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 |
| ③ サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が1千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| ④ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(①～③を除く) | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 |

- Q 中小企業基本法上のどの業種に分類されるかわからない**
- A** 中小企業庁のホームページで調べてください。
https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01_01eig.htm#q4
なお、複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断してください。

- Q 会社とは**
- A** 株式会社、合名会社、合同会社、合資会社、(特例) 有限会社です。

- Q 会社及び士業法人以外の法人は本補助金の対象となりますか**
- A** 対象となりません。

- Q 事業所等とは**
- A** 事業活動の用に供する本社、支社、工場、事務所、店舗、研究所等の施設です。

- Q 補助対象となる設備・機器等とは**
- A** 国が示す「密・保健衛生対策」「新しい生活様式に対応した新たなビジネス展開」「新しい働き方推進」のいずれかに該当する設備・機器等で、名古屋市内の事業所に設置するものが対象となります。具体的な設備・機器等の例は、本紙3ページ又は8ページ(様式第2号)をご覧ください。

- Q 複数の店舗を営んでいるが、市外の店舗で設備・機器を導入する場合は対象になるか**
- A** 市外店舗に設置する設備・機器等は対象になりません。なお、申請は1事業者あたり1回までとなります。

- Q マスクや消毒液、空気清浄機のフィルターなどの消耗品は対象になるのか**
- A** 消耗品は対象になりません。なお、導入時に設備・機器等の初期装備品として付属しているものは対象です。

- Q 設備をリース契約で導入した場合、補助金の対象になるのか**
- A** リース契約を令和2年10月20日以降に締結し、令和3年1月31日までに納入が完了している場合は対象となります。この場合、令和2年10月20日以降令和3年1月31日までに支払ったリース料金が、補助対象経費として算入できます。ただし、イベント等に使用する短期の設備・機器等のリース料金は対象となりません。

- Q 大ききや単価が違うアクリル板を複数設置する場合には、事業計画書にどのように記載すればいいの**
- A** 規格が違うアクリル板を複数設置する場合でも、「導入する設備・機器等の品目」欄に、「アクリル板」としてまとめて記載してください。この場合「数量」欄には「一式」と記載してください。

- Q 国・県・市町村の補助制度と補助対象経費が重複する場合は対象になるか**
- A** 対象となります。ただし、国・県・市町村の制度によっては、そちらが対象とならない場合がありますのでよくご確認ください。

- Q 書類に不備があった場合はどうなるのか**
- A** 申請書の記載漏れや添付書類の不足などの不備がある場合は対象となりませんので、提出の際は十分にご確認をお願いします。

4

03 支援策に係る申請書等一覧

様式第1号
令和2年 10月 30日

記載例

(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

いずれかに✓

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金交付申請書

申請日を記入

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者の情報

①法人 ②個人事業主

国税庁から指定された13桁の番号を記入
 (個人事業主は記入不要)

法人番号 ※個人事業主は記入不要	1	1	2	2	3	3	3	4	4	4
------------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人名
※個人事業主の場合は屋号
 (フリガナ)

株式会社 ○○○○
 (ナゴヤ タロウ)

代表者役職・氏名

 代表取締役
 名古屋 太郎

代表者生年月日

 昭和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

本店所在地
※個人事業主の場合は
本人確認書類の住所

〒 ○○○ - ○○○○ 連絡先電話番号 ○○○ (○○○) ○○○○
 名古屋市 ○○ 区 ○○-一丁目・・・ 日中連絡がとれる電話番号 (携帯・スマホ可)

担当部署・担当者氏名

担当部署: 総務部

担当者氏名: ○○ ○○

設備・機器等
を
設置する
事業所等

※複数ある場合は
全て記載

1か所目	事業所名: ○○CAFE (例) 本店・店舗		事業内容: 喫茶店
2か所目	事業所所在地: 名古屋	○○区	○○-三丁目・・・
3か所目	事業所名: 事務所	事業内容: 本社業務	
	事業所所在地: 名古屋	○○区	○○-二丁目・・・
	事業所名: ○○CAFE 2号店	事業内容: 喫茶店	
	名古屋	○○区	○○-二丁目・・・
※4か所以上ある場合はAの紙を用意して、事業所名・事業内容・事業所所在地を記載してください			

設置する事業所等が
複数ある場合は記入

中小企業基本法上の
主たる事業分類(1~3)

 中小企業基本法上の
主たる事業分類(1~3)
☐ ①卸売業 ☒ ②小売業(飲食店を含む) ☐ ③サービス業
☐ ④製造業、建設業、運輸業その他の業種 (1~③を除く)

またる業種を1つ選択

従業員数[※]

資本金[※](又は出資金)
※個人事業主は記入不要

従業員数 [※]	10	人	資本金 [※] (又は出資金) 300	万円
-------------------	----	---	---------------------------------	----

※常時使用している従業員(事業主・役員除く)の数

記入をお忘れになりにやすいのでご注意ください

(添付書類)

記入をお忘れになりにやすいのでご注意ください

法人

事業計画書(様式第2号)
 誓約書(様式第3号)
 直近3期分の確定申告書に添付した法人事業概況説明書(2ページ分)又は会社事業概況書(1ページ目総括表)の写し
 申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書(1ページ目)の写し
 導入する設備・機器等に係る見積書の写し

個人事業主

事業計画書(様式第2号)
 誓約書(様式第3号)
 直近3期分の確定申告書に添付した所得税青色申告決算書(4ページ分)又は収支内訳書(2ページ分)の写し
 本人確認書類(運転免許証(両面)、個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)等)の写し
 導入する設備・機器等に係る見積書の写し

※記載漏れや添付書類の不足など申請書に不備がある場合は対象外となりますので、よくご確認ください。

		様式第1号	
(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長		年 月 日	
中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金交付申請書			
中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金の交付を受けたので、関係書類を添えて申請します。			
申請者の情報 □ 1:法人 □ 2:個人事業主			
法人番号 ※個人事業主は記入不要			
法人名 ※個人事業主の場合は屋号			
(フリガナ)		()	
代表者役職・氏名			
代表者生年月日 年 月 日			
本店所在地 ※個人事業主の場合は本人確認店舗の住所		〒 ー 連絡先電話番号 ()	
担当部署・担当者氏名		担当部署: 担当者氏名:	
設置・機器等を 設置する 事業所等 ※複数ある場合は全て記載	1か所目	事業所名: (例) 本社、店舗 事業内容:	
		事業所所在地: 名古屋市 区	
	2か所目	事業所名: 事業内容:	
		事業所所在地: 名古屋市 区	
	3か所目	事業所名: 事業内容:	
		事業所所在地: 名古屋市 区	
※4か所以上ある場合はA4の紙を用意して、事業所名・事業内容・事業所所在地を記載してください			
中小企業基本法上の 主たる業種分類(1つ) 従業員数	☐ ①卸売業 ☐ ②小売業(飲食店を含む) ☐ サービス業 ☐ ③製造業、建設業、運輸業その他の業種(①～③を除く)		
	資本金(又は出資金) ※個人事業主は記入不要		万円
※常時使用している従業員(事業主・役員除く)の数			
(添付書類)			
法人	事業計画書(様式第2号)		
	誓約書(様式第3号)		
	直近3期分の確定申告書に添付した法人事業概況説明書(2ページ分)又は会社事業概況書(1ページ目総括表)の写し 申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し 導入する設備・機器に係る見積書の写し		
個人事業主	事業計画書(様式第2号)		
	誓約書(様式第3号)		
	直近3期分の確定申告書に添付した所得税青色申告決算書(4ページ分)又は収支内訳書(2ページ分)の写し 本人確認書類(運転免許証(両面)、個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)等)の写し 導入する設備・機器に係る見積書の写し		
※記載漏れや添付書類の不足など申請書に不備がある場合は対象外となりますので、よくご確認ください。			

様式第3号

誓約書

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ・公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金交付規程を遵守します。
- ・本補助金を活用して導入する設備・機器等は、新しい生活様式に対応した事業展開や働き方への対応のために必要となる設備・機器等であり、既存設備・機器等の単なる更新・買替えではありません。
- ・本補助金を活用して導入する設備・機器等は、交付申請書（様式第1号）に記載した名古屋市内の事業所等に設置する設備・機器等です。
- ・本補助金を活用して導入する設備・機器等は、自社で使用する設備・機器等であり、販売又はレンタル等を目的とした設備・機器等ではありません。
- ・不交付要件（交付対象外となるもの）である次の（1）～（4）のいずれにも該当しません。
 - (1) 法人税法（昭和22年法律第28号）前条第一に定める公共法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条第3項に規定する法人及び名古屋市内郭団地指導調整要綱第2条第1項第2号に規定する法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に規定する営業許可を受ける事業（食料の提供を主目的とするものは除く。）若しくは第2条第5項に規定する営業等の届出の対象となる事業を営む又は今後営む予定のある事業者
 - (3) みなし大企業
 - (4) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者
- ・申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の申請を取り下ろします。また補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。
- ・申請にあたって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- ・市税の滞納はありません。
- ・補助対象となる経費の全部又は一部について、令和2年度の名古屋市スタートアップ企業支援補助金、公益財団法人名古屋産業振興公社小規模企業生産性向上設備投資補助金又は名古屋市中IT企業等集積促進補助金の申請手続を行っていません。また行いません。
- ・関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査が行われる場合は応じます。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が名古屋市長官制排除条例第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当する、将来にわたっても該当しません。また暴力団等は経理に事実上参画していません。
- ・暴力団等であるか否かを確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

年 月 日

【法人】
 本団所在地
 法人名
 代表者役職・氏名

【個人事業上】
 住所
 屋号
 代表者氏名

7

事業計画書

新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要なとなる設備投資の事業計画

(交付申請書(様式第1号)に記載した名古屋市内の事業所等に設置する設備・機器等を10品目以内でまとめて記載してください)

様式第2号

導入する設備・機器等の品目	導入目的	※数量	税抜単価	税抜の金額	契約予定年月日	導入予定年月日
①					円 年 月 日	年 月 日
②					円 年 月 日	年 月 日
③					円 年 月 日	年 月 日
④					円 年 月 日	年 月 日
⑤					円 年 月 日	年 月 日
⑥					円 年 月 日	年 月 日
⑦					円 年 月 日	年 月 日
⑧					円 年 月 日	年 月 日
⑨					円 年 月 日	年 月 日
⑩					円 年 月 日	年 月 日
補助対象経費の合計(ア)				円	≒ 20万円(税抜) 未満は申請不可	
補助金額の算出(イ)				000 円	≒ (ア) × 0.75 (※千円未満切捨て)	
補助金交付申請額(ウ)				000 円	≒ (イ) または 50 万円のいずれか低い額	

※導入目的の欄に次のア～ウから当てはまる番号を1つ選んで記入してください。

記号	導入目的	設備・機器等の例
ア	3密・保健衛生対策	換気設備、客席個室化(工事)、仕切り板、空気清浄機、紫外線消毒器、消毒液等供給装置 等
イ	新たなビジネス展開	オンライン配信用カメラ・マイク、デリバリー用PC、ネット販売用PC作成費用 等
ウ	新しい働き方推進	社内用オンライン会議システム導入費用、テレワーク用パソコン、通信回線工事 等

【注意事項】

○補助対象外経費(人件費、事業継続経費、原材料や消耗品の購入費など)は含まないください。

○令和3年1月31日までに設備・機器等の納入・工事が完了し、支払いまで完了できてることを確認してください。

○導入する設備・機器等の品目は、10品目以内としてください。

○既存設備・機器等の事なる更新・買い替えの費用は対象となりません。

【補助対象外経費】

(1) 人件費

(2) 事業継続経費(光熱水費、不動産賃料費、サービス・ソフトウェア等の使用料等)

(3) 購入に係る経費のうち以下に該当するもの
 ア 原材料や消耗品の購入費 イ 販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費

(4) 公租公課(消費税等)

(5) 既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費

(6) 修理又は修繕に係る経費(新しい生活様式・働き方に対応するための改築工事は除く)

8

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金

今後の手続き方法（必ずお読みください）

申請いただきました補助金については、同封した通知書のとおり交付決定しましたのでお知らせします。今後の手続きは次のとおりです。

- 設備・機器等の購入や工事の施工、代金の支払い**
申請受付開始日（令和2年10月20日）以降であれば、すでに、購入・施工・支払いをしていてもかまいません。
※設備・機器等の購入や工事の施工、代金の支払いは、**令和3年1月31日までに完了する必要があります。**
完了していないと補助金を受けられません。
- 実績報告書兼交付請求書などの提出**
のご案内を受け取った日から提出できますので、お早めにご提出ください。
最終の提出期限は**令和3年2月10日（当日消印有効）**です。
期限を過ぎると補助金を受けられませんのでご注意ください。
必要書類は次のページのとおりです。また、「記載要領及び注意事項」を説明していますので、必ずお読みください。

詳細はウェブサイトをご覧ください
<https://www.atarashiiseikatsu-shien.nagoya>



実績報告書兼交付請求書の提出方法（1/2）

1. 必要書類

- すべてA4用紙を使ってコピー又はプリントアウトなどして添付してください。
- P4～P9の記入要領及び注意事項もよくご確認ください。
- 封入前に書類を確認し、チェック欄の□にチェックしてください。

必要書類	記入要領 及び 注意事項	チェック欄
■実績報告書兼交付請求書（様式第6号） ※この封筒に同封されています。ウェブサイトからダウンロードすることもできます。	P4	☐
■事業報告書（様式第8号） ※同封した実績報告書兼交付請求書（様式第6号）の裏面に印刷されています。ウェブサイトからダウンロードすることもできます。	P5	☐
■支払い証拠書類（ア、イのいずれか）の写し ア 領収書又はレシート（宛名及び領収日付の入ったもの） ※量販店のレシートや、ネットショッピング等の領収書で、宛名が入っていない場合は、申請者自らが宛名を記入してください。 ※宛名について ・法人の場合：申請者の「法人名」が記載されていること ・個人事業主の場合：申請者の「屋号又は代表者氏名」が記載されていること ※何の経費であるかが分からないと補助金の査定ができないことから、内訳が分からない領収書の場合は、内訳明細が分かる納品書又は請求書等の写しを合わせて提出してください。 ※領収日付が記載されていることを確認してください。 イ 金融機関の振込受付書又はインターネットバンキングの帳票等（振込日・振込先・振込金額が分かるもの）＋納品書又は請求書等（内訳明細が分かるもの）	P6～7	☐
■購入、工事等の内容が確認できる写真 （A4用紙に写真を貼り付けるか、プリントアウトしたもの） ※事業報告書に記載してあるすべての品目・数量が分かるもの ※事業報告書の品目の番号（①～⑯の丸数字）を手書きで記入	P8	☐
■補助金の振込先が分かるものの写し （金融機関名・支店名（支店コードも可）・預金種別・口座番号・口座名義（カナ）が分かる通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード又はインターネットバンキングの画面等の写しのいずれか） ※振込先口座名義は、申請者と同一名義のものに限ります。 法人の場合：同一法人名であること 個人事業主の場合：代表者氏名が含まれていること（屋号は任意）	P9	☐

2

実績報告書兼交付請求書の提出方法（2/2）

- 申請の時点から法人名、本店所在地（住所）又は代表者に**変更があるときは**、P2に示した必要書類に加え、以下の書類もご提出ください。
（法人の場合）
法人名、本店所在地又は代表者に変更があるとき
■実績報告書兼交付請求書の日付の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書（写し）
（個人事業主の場合）
住所又は代表者氏名に変更があるとき
■住所及び氏名が確認できる本人確認書類（※）の写し
※運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、国民健康保険被保険者証（氏名・住所記載面）、後期高齢者医療被保険者証（表面のみ）など公的機関が発行するもののうちいずれか一つ

2. 必要書類の提出方法

- 令和3年1月31日までに設備・機器等の納入・工事及び支払いを完了した後、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、令和3年2月10日（当日消印有効）までに送付してください。

※期限までに送付がない場合は、**不交付**となりますので、十分ご注意ください。

3. 必要書類の送付先

- 下記の宛先面を切り取って使用してください（はがれないようにしっかりと糊付けしてください）
- 切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。
- 交付決定通知書の宛名右下に記載された「受付番号」を封筒の右下スミに記入してください。

〒460-8799 名古屋中郵便局留

名古屋千種区吹上二丁目6番3号

公益財団法人名古屋産業振興公社

「中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金」担当

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金実績報告書兼交付請求書 在中

3

書類作成における注意事項（1/6）

■実績報告書兼交付請求書（様式第6号）記入例

（宛先）公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

報告書兼請求日を記入

令和3年 1月00日

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金実績報告書兼交付請求書

令和2年12月10日付2号新生業00000号で交付決定を受けた補助事業について、事業が完了しましたので、実績報告書添えて事業の振込先（補助金の交付請求）をします。

1 申請者の情報 交付決定通知書上の「交付決定日」と「文書番号（受付番号と同じ）」を必ず記入

1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4

株式会社0000

日中連絡がとれる電話番号（携帯電話可）

代表者役職 代表取締役

フリガナ ナガサキ タロウ

代表者氏名 名古屋 太郎

代表者生年月日 令和00年 00月 00日

本店所在地 〒000-0000 連絡先電話番号 000-000-0000

名古屋 00 区 00-1番...

代表者郵便 代表者氏名 00 00

事業所名 00CAFE 事業内容 喫茶店

事業所所在地 名古屋市 00 区 00-2番...

事業所名 00CAFE 2号店 事業内容 喫茶店

事業所所在地 名古屋市 00 区 00-2番...

2 交付請求額（別紙事業報告書（様式第8号）「補助金交付請求額（ウ）」の金額）

¥500,000★ 裏面の事業報告書で計算した「補助金交付請求額（ウ）」の金額を記入

3 振込先口座 金融機関名、支店名を記入 あてはまるものに○

金融機関名称・コード 000000 ①1-銀行 ②1-信用金庫 ③1-信用組合 ④1-協同 ⑤1-2 3 4

支店名称・コード 0000 ①1-本店 ②1-支店 ③1-支店 ④1-出張所 ⑤1-6 7

口座種別 ①1-普通 ②1-当座 ③1-定期 ④1-零存 ⑤1-2 3 4 5 6

口座番号 00000000

口座名義 株式会社0000

※口座名義は申請者と同一名義のものに限ります（法人の場合：法人名必須、個人事業主の場合：代表者氏名必須）
※ゆうちょ銀行の場合、「振込用の店名、預金種別、口座番号（通帳裏面に下部に記載の7桁の番号）」を記入。

口座名義フリガナは申請者と同一名義であること
・法人：法人名必須
・個人事業主：代表者氏名必須（屋号任意）

口座名義フリガナの法人種別は「商社」で記入
（先頭の時の例）株式会社⇒カ 有限会社⇒コ

4

書類作成における注意事項（2/6）

■事業報告書（様式第8号）

振替金額 (税込金額÷1.1) を記入

1 新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要な設備・機器等を購入・増設等を行う事業年度に必要となる経費のうち、補助対象経費(補助金)に充当する経費は、次のとおり記入してください。

導入した設備・機器等の品目	目録名	数量	単価(円)	税別金額(円)	税別金額(円)	契約年月日	導入年月日
① 空気清浄機	ア	2	200,000	400,000	0	令和2年12月1日	令和2年12月10日
② アタリ補修工事	ア	一式	100,000	100,000	0	令和2年12月1日	令和2年1月10日
③ カメラ	イ	1	40,000	40,000	0	令和2年12月15日	令和2年12月25日
④ パソコン	ウ	2	100,000	200,000	0	令和2年12月15日	令和2年12月20日
⑤ サーバルカメラ(一式)	ア	2	5,000	10,000	0		

交付決定通知書に記載された品目のうち、実際に導入した品目を記入

令和3年1月31日までに実際に支払った金額(消費税は除く)を記入(領収書等で支払い事実を確認できるもの)

契約年月日及び導入年月日は令和2年10月20日から令和3年1月31日まで※期間外の場合は対象外です。

補助対象経費の合計(ア) 750,000円 (仮定) 実際の場合は、補助金は交付されません。

補助金額の算出(イ) 56,250円 (ア)×0.75 (五千円未満切捨て)

補助金交付請求額(ウ) 500,000円 (イ)又は交付決定金額のいずれか低い金額

※導入目的の欄の「ア」から「ウ」まで任意の番号を1つ選んで記入してください。

番号	導入目的	補助対象経費	補助金額	補助金交付請求額
ア	① 設備・機器等の導入	空気清浄機、カメラ、カメラ、パソコン	56,250円	500,000円
イ	② 新たなビジネス展開	新たなビジネス展開		
ウ	③ 新しい働き方推進	新しい働き方推進		

「交付決定金額」は、同封の交付決定通知書(様式第1号)のページ目に記載しております。
※「イ」又は「交付決定金額」のどちらか低い金額を「補助金交付請求額(ウ)」の欄に記入してください。

2 設備導入の効果

導入した設備・機器等について、「ア」～「ウ」の項目ごとに導入効果等を記入してください。

番号	導入効果	効果の程度	効果の程度
ア	① 設備・機等の導入効果	設備・機等の導入効果	設備・機等の導入効果
イ	② 新たなビジネス展開	新たなビジネス展開	新たなビジネス展開
ウ	③ 新しい働き方推進	新しい働き方推進	新しい働き方推進

設備・機等の導入効果を記入してください。
(1)導入目的の欄で選択した記号(ア～ウ)に該当する箇所のみで結構です。

5

書類作成における注意事項 (3/6)

■支払い証拠書類（ア、イのいずれか）の写し

ア 領収書又はレシート
（宛名及び領収日付の入ったもの）

電気販売

支払先の代表者が
申請者と同一人、
※本欄に必ず記入

A4用紙に原寸大でコピーしたものを提出すること

領収書の宛名が記入されていること
 ※法人の場合：法人名
 ※個人事業主の場合：申請者の屋号 又は 代表者氏名

レシートやネットショッピングの領収書で宛名が入っていない場合は、申請者自ら記入すること

事業報告書（様式第8号）の品目の番号（①～⑩の丸数字）を手書きで記入すること

領収書の宛名が記入されていること
 ※法人の場合：法人名
 ※個人事業主の場合：申請者の屋号 又は 代表者氏名

① 〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
 税抜400,000

③ 〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
 税抜40,000

④ 〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 税抜200,000

合計 〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
 ¥784,000

領収書
 令和2年10月20日～令和3年1月31日の範囲であること
 ※範囲外の日付のものについては、補助対象外となります

税込金額の表示の場合、品目毎に税抜金額を手書きで記入すること

税込金額+1.1＝税抜金額

領収日付が令和2年10月20日～令和3年1月31日の範囲であること
 ※範囲外の日付のものについては、補助対象外となります

支払先の代表者が申請者と同一など、資本関係がある事業者又は役員もしくは役員の属する企業等ではないこと

②

領収書・請求書等から、購入した品物の内訳明細又は工事内容が確認できること

内訳が確認できない領収書（〇〇工事一式等）の場合、経費や品目の内訳明細のついた納品書、請求書等も併せて提出してください。

6

書類作成における注意事項（4/6）

イ 金融機関の振込受付書又はインターネットバンキングの帳票等（振込日・振込先・振込金額が分かるもの）+納品書又は請求書等（内訳明細が分かるもの）

(例)

振込
受付書

納品書
納品明細

**2種類ともA4用紙に原寸大で
コピーして提出すること**

振込日、納品日は令和2年10月20日
令和3年1月31日の範囲であること
※範囲外の日付のものについては、
補助対象外となります

補助対象外経費（P11）を含む領収書・レシート、請求書、納品書等への手書きによる補記のお願い

※補助金の査定のため、以下の例のように手書きで補記をお願いいたします。

(例 1) 保証料・送料等が含まれるとき

[illegible]

補助対象外経費（P3参照）は
二重線で消す
（この例では、保証料、送料が
補助対象外経費）

小計、合計等について、二重線で消して、補助対象外経費を除いた金額を手書きで記入

●●商店

(例2) ポイント利用分が含まれるとき

1. ポイント利用額（この例では10,000円）は補助対象外のため、**ポイント利用額を差し引く**

50,000円－ポイント利用額10,000円＝40,000円

ポイント利用分は対象外→

2. ＜税抜価格＞を手書きで記入
40,000円－消費税3,636円＝36,364円

消費税を→ 差引現金支払額 40,000円
除く対象 (消費税3,636円含む)

税抜36,364円

7

書類作成における注意事項 (5/6)

■購入、工事等の内容が確認できる写真
(A4用紙に写真を貼るか、プリントアウトしてご提出ください)

事業報告書に記載したすべての品目・数量を写真撮影し、
対比できるよう事業報告書の品目の番号を手書きで記入してください。

(1) 設備・備品等の導入の場合



段ボールや箱に梱包されて納品された場合は、梱包を解き、設備・機器等が確認できる写真を提出してください。

品目ごとに、事業報告書（様式第8号）の品目の番号（①～⑩の丸数字）を手書きで記入してください。

同一品目を複数台購入した場合は、台数分すべて撮影してください。

設置場所が異なる場合は、それぞれの設置場所で撮影してください。

(2) 工事の場合

事業報告書（様式第8号）の品目の
番号（①～⑩の丸数字）を手書き
で記入してください。

工事の完了場所（施工後）の写真を提出してください。また、できるだけ**施工前**の写真も提出してください。

施工前

施工後



3

書類作成における注意事項 (6/6)

■補助金の振込先が分かるものの写し
(A4用紙にコピー又はプリントアウトしてご提出ください)

- ※**金融機関名・支店名(支店コードも可)・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)**が分かるもの
(通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写しを添付してください)
- ※振込先口座名義は、**申請者と同一名義のもの**に限ります。
法人の場合：申請**法人名**が含まれているもの
個人の場合：申請した**代表者氏名**が含まれているもの(屋号は任意です)
- ※ゆうちょ銀行の場合、「振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)」が分かる部分をコピーしてご提出ください。

ご提出後の流れ

- ご提出いただいた実績報告書兼交付請求書(様式第6号)及び添付書類は、名古屋産業振興公社において審査を行います。
 - 審査の結果、要件等を満たす場合は、補助金額確定通知書(様式第9号)の送付により、補助金の確定額を通知します。
 - 補助金額確定通知書(様式第9号)の日付からおおむね2週間以内に、交付請求書にご記入いただいた口座に補助金を振り込みます。
- ※書類に不備又は不足がある場合は、名古屋産業振興公社から電話で確認の連絡を取らせていただきます。なお、一定期間連絡が取れない場合は、書類一式を返送させていただくことがあります。

9

(参考) 補助金の概要

- 概要**
市内中小企業者に対して、新しい生活様式に対応した事業展開・働き方への対応に必要な設備・機器等の導入に要した経費の一部を助成します。
 - 補助額**
1事業所あたり **上限50万円**
※ただし、購入・施工等費用が合計で20万円(補助金額15万円)に満たない場合は補助金の対象外になります。なお、領収書の日付や品目から補助対象外となったり、ポイント利用分の控除等により、補助対象経費が合計20万円(補助金額15万円)に満たなくなる場合も対象外となりますので、ご注意ください。
※既存設備・機器等の単なる更新や買替えは対象になりません。
 - 補助率**
補助対象経費(購入・施工等費用)の3/4(75%)以内
 - 主な交付要件**
 - (1) 補助対象者**
以下の要件をすべて満たす方
・中小企業基本法に定める中小企業者であること
・本店又は本社が名古屋市内である方
(個人事業主にあつては、現住所が名古屋市内である方)
・3期以上確定申告を行っている方
・公序良俗に反する事業を営んでいない方 等
 - (2) 補助対象経費**
以下の要件をすべて満たす設備・機器等の購入・施工等に要する経費のうち **令和3年1月31日までに支払った金額**
・**新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要となる**設備・機器等
・**名古屋市内の事業所等に設置する**設備・機器等
・**令和2年10月20日以後に契約し、購入・施工・リースする**設備・機器等
・**令和3年1月31日までに納入・工事等が完了する**設備・機器等
- 【補助対象外経費】(詳しくは次のページ(11ページ)をご覧ください)
- ・人件費
 - ・事業継続経費(光熱水費、不動産賃借料、サービス・ソフトウェア等の使用料等)
 - ・購入に係る経費のうち以下に該当するもの
ア 原材料や消耗品の購入費
イ 販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費
・公租公課(消費税等)
 - ・既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
 - ・修理又は修繕に係る経費
(新しい生活様式・働き方に対応するための改修工事は除く) 等
- (3) 注意事項
※記載漏れや添付書類の不足など申請書に不備がある場合は、対象となりません。
※提出された書類の返却は行いません。
※締切日までに提出されなかった場合は、補助金を受給できません。
※虚偽の申請、その他不正な手段により補助金を受給した場合は、補助金を返還しなければなりません。なお、悪質な場合は営業に通報するなどの対応を行います。

10

(参考) 補助対象外(対象とならない) 経費

- ・人件費(給与・役員報酬 など)
- ・交際費・飲食費
- ・事業継続経費
・光熱水費、不動産の賃借料、ソフトウェア使用料、インターネット利用料
・Eメール(インターネット通販サイト)月額利用料等の継続経費 など
- ・原材料の購入費
- ・消耗品の購入費(設備・機器等の初期整備品として付属しているものは除く)
・マスク・ゴーグル・フェイスシールド
・消毒用アルコール、次亜塩素酸水
・防護服・ゴム手袋
・清掃用クロス・ペーパータオル
・使い捨てスリッパ・抗菌スリッパ
・除菌用フィルム
・座席用等除菌シート
・空気清浄機用フィルター など
- ・公租公課(消費税など)
- ・スマートフォン・携帯電話、スマートウォッチの購入費
- ・DVDレコーダーの購入費
- ・コピー機、FAX、電話機、シュレッターの購入費
- ・プレハブ等不動産の新設費(物置は除く)
- ・金融機関への振込手数料、インターネットバンキング利用料
- ・インターネットショッピング決済手数料
- ・家電量販店、インターネットショッピング等でのポイント利用分
- ・送料
- ・販売または有償レンタルを目的として導入したもの
- ・自動車の取得に係る車検料、自賠責保険等
- ・自転車防犯登録料
- ・保証料、保険料
- ・免許取得費・更新料
- ・講習会・勉強会・研修会参加・受講料、各種会費
- ・店舗等の消毒・清掃作業に要する経費
- ・自社の事業部間等での取引により導入したもの
- ・子会社などの資本関係がある相手先から導入したもの
- ・チラシ等のポスティング費用やコンサル料
- ・フリーマーケット及びネットオークションでの購入
- ・既存設備等の単なる買い替え、既存設備等の撤去・廃棄に係る経費
- ・既存設備の修理又は修繕に係る経費(新しい生活様式に対応するための改修工事は除く)
- ・安全祈禱やお祓いに係る経費
- ・令和2年度の名古屋市スタートアップ企業支援補助金、公益財団法人名古屋産業振興公社小規模企業生産性向上設備投資補助金又は名古屋市中区ICT企業等集積促進補助金の交付申請において対象とした経費
- ・その他、補助金の対象として不適切と認められる経費

11

よくあるご質問

※その他のご質問についてもウェブサイト(URLは表紙をご覧ください)に掲載しておりますのでご確認ください。

No	質問	回答
1	実績報告書兼交付請求書を提出しないと、補助金は交付されないのか	交付されません。令和3年2月10日までの消印有効となっていますので、簡易書留やレターパックなど追跡できる方法でお早めに郵送してください。 なお、持参による提出は認めませんので、日ごとに余裕を持って準備してください。
2	在庫切れ等のため、申請時に記載したものとメーカーや型番が異なるものを購入したが、どうすればいいか。	実績報告書に、実際に購入したメーカーと型番を記入して下さい。 また、それに対応する領収書、写真などの添付書類を提出してください。
3	交付決定金額と実際にもらえる金額は変わるのか。	交付決定金額は交付の上限額であり、事業報告書をもとに審査して実際の補助金額が確定しますので、金額が変わることがあります。 交付決定金額がそのまま交付されるわけではありませんので、ご注意ください。
4	領収書を紛失し、添付できないとどうなるのか。	支払い事実が確認できないため、補助金は受けられません。領収書と突合できる品目と金額を除き、補助金は交付されず、その結果、残りの分の補助金額が15万円を下回ることにすれば、補助金額がゼロとなり、補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。(領収書は大切に保管しておいてください。)
5	納品書しか手元にないが、領収書の代わりに使えるのか。	納品書のみでは支払い事実が確認できないことから、領収書の代わりにはなりません。 納品書しかない場合は、金融機関の振込受付書又はインターネットバンキングの帳票等、振込日・振込先・振込金額が分かる書類もあわせてご提出ください(7ページ「イ」参照)。

「中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金」
コールセンター
電話番号：052-228-7024

(平日の午前9時から午後5時まで)

※土・日・祝日と12月29日～1月3日を除く

※審査についての問い合わせには応じられません

12

03 支援策に係る申請書等一覧

様式第6号

(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

年 月 日

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金実績報告書兼交付請求書

年 月 日付2中新生第 号で交付決定を受けた補助事業について、事業が完了しましたので、関係書類を添えて事業の報告及び補助金の交付請求をします。

1 申請者の情報

法人番号! *#桁\$ ※個人事業主は記入不要			
法人名 ※個人事業主の場合は屋号			
代表者役職	フリガナ		
代表者生年月日	年 月 日		
本店所在地 ※個人事業主の場合は ※本人確認書類の住所	〒 ー 区	連絡先電話番号	()
担当部署・担当者氏名	担当部署:	担当者氏名:	
設備・機器等 を設置した 事業所等 ※複数ある場合は 全て記載	* 1 所目	事業所所在地: 名古屋市 区	事業内容:
	% 2 所目	事業所所在地: 名古屋市 区	事業内容:
	# 3 所目	事業所所在地: 名古屋市 区	事業内容:
	※6か所以上ある場合は A4の紙を複数添付し、事業所名・事業内容・事業所所在地を記載してください		

2 交付請求額 (別紙事業報告書 (様式第8号)「補助金交付請求額 (ウ)」の金額)
¥ (〇 〇 〇 ★)

3 振込先口座

金融機関名称・コード	□銀行 □信用金庫 □協同組合		
支店名称・コード	□本店 □支店 □分支部 □出張所		
口座種別	□普通 □当座 □口座番号 (4桁の)		
フリガナ\$			
口座名義			

※口座名義は申請者と同一名義のものに限ります (法人の場合: 法人名必須、個人事業主の場合: 代表者名必須)
※ゆうちょ銀行の場合、「振込用の店名・預金種別・口座番号 (通帳見開き下部に記載の7桁の番号)」を記入。

(添付書類)
・事業報告書 (様式第8号)
・補助事業に係る収支又は支払事実を証明できる書類の写し
・購入、工事等の内容が確認できる写真 (完了場所の写真等)
・振込先口座がわかるもの (通帳の表紙をのり付けたページ又はキャッシュカード等) の写し
・(交付の申請の時点から法人名、本店所在地 (住所) 又は代表者が変更があるとき)
! \$ 法人にあっては、報告及び交付請求日の前3か月以内に発行された登記事項全部証明書の写し
! % 個人事業主にあっては、住所及び氏名が確認できる公的証明書類の写し

様式第8号

事業報告書

1 新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要となる設備導入の事業報告
(実績報告書兼交付請求書 (様式第6号) に記載した名古屋市内の事業所等に設置した設備・機器等を "1" 品目以内でまとめて記載してください)

導入した設備・機器等の品目	※導入目的	数量	税抜単価	税抜の金額	契約年月日	導入年月日
①				円	年 月 日	年 月 日
②				円	年 月 日	年 月 日
③				円	年 月 日	年 月 日
④				円	年 月 日	年 月 日
⑤				円	年 月 日	年 月 日
⑥				円	年 月 日	年 月 日
⑦				円	年 月 日	年 月 日
⑧				円	年 月 日	年 月 日
⑨				円	年 月 日	年 月 日
⑩				円	年 月 日	年 月 日
補助対象経費の合計! ア\$				円	※\$ 万円 (税抜) 未満の場合は、補助金は交付されません。	
補助金額の算出! イ\$				円	※ア\$×キ% (※千円未満切捨て)	
補助金交付請求額! ウ\$				円	※イ\$又は交付決定金額のいずれか低い額	

※導入目的の欄に次のア～ウから当てはまる記号を1つ選んで記入してください。

記号	導入目的	設備・機器等の例
ア	3密・保健衛生対策	換気設備、密閉化工事、仕切り板、空気清浄機、紫外線消毒器、消毒液等供給装置 等
イ	新たなビジネス展開	オンライン配信用カメラ・マイク、デジパター用バイク、ネット販売用 / 作成費用 等
ウ	新しい働き方推進	社内用オンライン会議システム導入費用、テレワーク用パソコン、通信回線工事 等

2 設備導入の効果
(導入した設備・機器等について、「ア」～「ウ」の項目ごとに導入効果等を記入してください。)

ア 3密・保健衛生対策	3密・保健衛生対策を実施したことによる効果について、該当箇所に記してください (複数可) □来客数の増加 □客や取引先への感染症対策のPR □従業員が安心して働くことができる環境整備 □その他 ()
イ 新たなビジネス展開	① 新しいビジネスの具体的な事業内容を記入してください。 () ② 現時点での進捗状況について、該当箇所に記してください (2は1つのみ) □新たなビジネスを開始し、売上が向上した。 □新たなビジネスを開始したが、売上の向上は今後期待する。 □新たなビジネスの準備中。
ウ 新しい働き方推進	導入した効果について、該当箇所に記してください (複数可) □社内オンライン会議の実施 □テレワークの実施 □非対面での社外ネットワークの構築 □その他 ()

R1・2コロナー13 中小企業振興会館における興行等開催の支援

利用料金減免申請書

令和 年 月 日

公益財団法人名古屋産業振興公社
理事長 壺谷 幸也 様

所在地
申請者 (住所) _____
団体名 _____
代表者 (氏名) _____

利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
※ 使用施設	吹上ホール・第1ファッション展示場・第2ファッション展示場 メインホール・展望ホール
担当者	部 署 _____ 氏 名 _____
減免を受けようとする理由	名古屋市中小企業振興会館条例施行細則第9条第2項による減免
減免を受けようとする金額	利 用 料 金 _____ 円 減 免 対 象 の 利 用 料 金 _____ 円 (A) 減 免 金 額 _____ 円 (B=A×50%)

注 ※印欄は、該当する箇所に○印をつけてください。

備考 1 使用施設の名称は、名古屋市中小企業振興会館条例別表に規定する施設の名称とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

利用料金還付請求書

令和 年 月 日

公益財団法人名古屋産業振興公社
理事長 壺谷 幸也 様

[申請者]
(住 所) _____
(国 体 名) _____
(代表者名) _____ 様

名古屋市中小企業振興会館条例施行細則第9条第2項に基づき、中小企業振興会館の施設利用料金が減免になりましたので、既納の利用料金について、次のとおり還付請求します。

還付請求額 円

使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
※ 使用施設	吹上ホール・第1ファッション展示場 第2ファッション展示場・メインホール・展望ホール
既 納 額	
振込口座	(銀行名) (支店名) (科 目) 普通・貯蓄・当座 (口座番号) フリガナ (口座名義)
担 当 者	(担当部署) (担当者名) (電話番号)

注 ※印欄は、該当する箇所に○印をつけてください。